

平成16年6月29日

三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

第4回畜産企画部会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 資料説明等	1
3 . 意見交換	1 7
4 . 閉 会	4 1

開 会

伊地知畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第4回畜産企画部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の伊地知でございます。よろしくお願いいたします。

まず本日、配布しております資料の確認をさせていただきます。それぞれ資料の番号が付されておりますが、資料1が議事次第でございます。

資料2「委員名簿」でございます。

資料3「牛肉をめぐる情勢(その1)」、

資料4「牛肉をめぐる情勢(その2)」、

資料5「米国BSE問題について」、

資料6「第3回畜産企画部会委員要求資料」、

以上でございます。

不足している資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、生源寺部会長、よろしくお願いいたします。

生源寺部会長 本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙のところを御出席いただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日の出欠の状況につきまして事務局から御報告をお願いいたします。

伊地知畜産企画課長 本日の出欠状況でございますが、足立委員、今委員、遠藤委員、大野委員、千葉委員、伊藤委員、高橋委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるとのことでございます。

なお、事前に部会長の許可を得まして、大野委員の代理としましては、社団法人日本乳業協会の水谷専務理事に御出席をいただいております。

それから、矢坂委員と番場委員におかれましては遅れて来られることと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

資料説明等

生源寺部会長 それでは、事務局から、用意されております資料につきまして御説明をいただいた後、委員の皆様から御自由に意見を述べていただく、こういう形で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の閉会時刻ですが、12時40分を目処としておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、資料3の「牛肉をめぐる情勢(その1)」について、生産技術室長から御説明をお願いいたします。

引地生産技術室長 お手元の資料3の「牛肉をめぐる情勢(その1)」、主にこれは生

産についての内容を記したものでございます。それに基づいて御説明申し上げます。時間の関係もございまして、いささか早足で御説明いたしますことをお許しください。

まず1ページを開いてください。

牛肉生産の概要でございます。右の方を見ていただきますと、国内の牛肉供給量、89万8,000トン、これは部分肉ベースでございますが、そのうち国産が36万4,000トン、約4割でございます。残り輸入が53万4,000トン、約6割でございます。自給率は4割ということになるわけでございます。

牛肉の国内の生産でございますが、1つはオレンジ色で書いてございますように、和牛生産という繁殖農家があり、また、肥育農家があって、黒毛和種を中心とする和牛から肉が生産されます。これがと畜頭数で年間約50万頭。

それから、真ん中にもございますように、酪農家から牛が生産される。これは2つございまして、乳牛の雌に和牛の種を交配してつくった交雑種、F₁と申しますが、それと乳牛の雄を肉とするものでございます。それぞれ約30万頭、それから43万頭が合わさってF₁・乳用種21万6,000トンということになっております。

2ページ目をお開きください。

まず生産関係で、肉専用種の繁殖経営、つまり黒毛和種を中心とする肉専用種の子供を取る子取り経営についてお話し申し上げます。

子取り経営の戸数というのが現在、約8万5,000戸で、10年前と比べると、左のグラフにございますように、約3割減少しております。地域的に見ますと、この子取り経営の多い地域は東北と九州ということになります。いずれも3割近い減少を見ているということでございます。

真ん中が牛の頭数でございます。これは10年前に比べて約2%、若干の減少でございます。とはいえ、地域的にいろいろ差異がございまして、例えば全体的に若干減っているのですが、北海道では17%ほど伸びているとか、あるいは九州、沖縄地域も伸びているということで、地域によって若干の差異があるということでございます。1戸当たり飼養頭数、右でございますが、北海道が土地条件にも恵まれているということで圧倒的に多いわけでございます。全国的に見た1戸当たりの平均でございますが、右上にございます。1戸当たり平均現在7.6頭ということで、いかんせん、まだ零細規模を脱しきれてないということでございます。とはいえ20頭層以上の白抜きのところが増えてございますように、徐々にではありますが、規模拡大が進んでいるということでございます。

3ページ目をお開きください。

さて、子取り経営のコストでございますけれども、左の棒グラフにございますように、コストのうち約半分がいわゆる労働費でございます。それと4分の1ほどが飼料費ということで、この労働費と餌代で大半を占めるということでございます。当然のことながら、規模拡大が進むにつれてこのコストが下がっていくわけございまして、例えば2頭、4頭層以上が1頭生産するのに約54万円コストがかかるのに対して、20頭層以上だと30万円台だということでございます。こうなりますと、コスト低減、所得向上のポイントと申しますのは、下にございますように、餌費の低減であり、また、省力的な飼養管理によりま

す規模拡大というのが何をもちもコスト低減のポイントであろうと思っております。

なお、黒毛和種子牛の平均取引価格を示したのが右の上の折れ線グラフでございます。BSEの影響で一時低下した時期もあるのですが、総じて上昇傾向で推移している、比較的安定しておるわけでございます、下の棒グラフでございますように、この繁殖経営が専門化していくには、こういった価格の安定が大事でございますけれども、規模で見るとおおむね50頭層以上であれば、専門経営として成り立っていくのではないかと私ども試算しております。

4ページ目をお開きください。

さて、この繁殖経営でございますが、全体としてはまだ規模が小さいわけで、今後、この繁殖経営の肉牛としての資源をどういうふうにして維持、増大させていくかという問題でございます。私どもとしては、やはり青色で書いてございますように、地域の中核となる大規模経営を育成していくことが非常に重要であろうと思っております。そのためには規模拡大であり、自給飼料基盤の拡充であり、あるいは資金回収に長時間を要することから、資金の確保というのが課題になるわけでございます。

解決方策といたしまして、哺乳ロボット、あるいは発情発見器といういわゆる技術面での改良なり改善、あるいは耕畜連携・コントラクターの活用、放牧の活用等省力化による牛の生産、さらには資金の確保という意味から、それを手助けするための家畜導入事業の活用ですとか、あるいは初妊牛導入による資金回収期間の短縮ですとか、資金のある担い手の方の掘り起こし、ということが今後の対策の方向になるのではないかと考えています。

とはいえ、こういった中核の大規模経営を育成していくという考えはあるわけですが、現実として下の棒グラフでございますように、例えば高齢者の方の割合というのが、現実、まだ5割以上いる。鹿児島県による高齢者の牛の頭数、事例で見ても、約半分以上は高齢者の方が飼っているという現実があるわけございまして、こういった方々をやはり手助けしながら、地域の肉用和牛資源を確保していく必要があるかと考えております。

白抜きで書いてございますように、そういった地域での和牛の維持のために、例えば肉用牛のヘルパーですとか、あるいは牛舎も大型のものでなく、簡易牛舎によって増頭していただくとか、あるいは雌牛の流出を防止するような対策等々を広範に講じていく必要があるかと考えております。

5ページ目をお開きください。

大規模経営の事例ございまして、ここに3つほど事例を掲げさせていただいております。

1つは黄色の部分。新しい技術を導入して規模拡大を図った事例でございます。さらに下の緑の事例は、1戸の農家ではなかなか難しい労働力の面、あるいは粗飼料生産の面で難しい問題を抱えるわけですが、これが協業、法人化によって3戸共同しながら規模拡大をしているという事例。さらに沖縄の離島とか石垣島において、放牧を中心とした肉用牛生産、特に沖縄地方は採草地での草の単収が非常に多うございまして、例えば箱の中に採草地単収10a当たり10トン、通常4トンぐらいなんです、沖縄地区が暖地ということも

ございまして、草が大変たくさん採れるわけでございます。こういった資源を活用しての放牧で経営を向上させているという事例でございます。

6ページ目でございます。

次は和牛肉専用種の肥育経営についてお話をしたいと思います。

左の方に全体の戸数1戸当たり飼養頭数が書いてございます。飼養戸数は年々減っておりますわけでございます。それに伴って飼養頭数も減少傾向です。さはさりながら1戸当たりの戸数が、例えば平成14年を見てもみますと、頭数が10年前が25頭程度だったものが今は倍の51頭になっているということで、規模拡大が着実に進展をしています。特に円グラフで書いてございますように、100頭層以上のシェアを見てもみますと、戸数では100頭層以上9%、200頭層以上の5%と、戸数では大体14%程度なんですけど、これを頭数で見ますとそれぞれ19%、35%というように、半分以上の頭数シェアを持っているわけで、規模拡大が着実に進展しているということでございます。

こういった肥育経営でございますが、今後、これを維持発展させていくにはどのような方法があるのかということを下に書かせていただいております。

まずは収益性の向上、安定化という観点から、規模拡大をやはり進める必要があろう、そのためには法人化をすることによるメリットをやはり発揮していく必要があろう、ということでございます。

もう1つは、肥育経営でございますから、子牛は外から買ってくるわけでございます。そのためには肥育経営が成り立つためには、繁殖経営がやはりしっかりしたものでないといけないということもございますけれども、肥育経営、肥育をしている方が子牛の生産から肥育まで一貫して行う経営というのが現在、増えておりまして、こうした方向が今後の1つの課題になってくるのだろうと思っております。

それから肥育技術というものは地域によっていろいろまだまちまちでございますが、こういった無駄のない効率的な肥育技術の確立、というのが課題になっております。

7ページ目をお開きください。

規模拡大や法人化を通じた経営の合理化ということですが、規模拡大による生産コストの低減ということも左の棒グラフで示させていただきました。もう見てのとおり、規模拡大するにつれて、特に労働生産性が非常に高まりますから、そういったことでコストが相当下がっていくということでございます。

こういった肥育経営でございますが、資金を長期間寝かせるという問題もございまして、やはり一定規模以上の規模拡大や収益を進めるためには、法人化によるメリットを得る必要があろうと考えております。

ここでいう法人化のメリットというのはどういうことを考えられるかということですが、まず1つは信用力が向上いたしまして、融資、お金を借りる限度額が実際拡大するわけでございます。それから、法人税の適用による節税、それから、労賃やら社会保険等の損金算入が可能であるということ。それから、農地取得上の税制の特例が適用される等々のメリットを十分に活かしながら規模拡大を進めていく必要があると考えてございます。

8ページでございます。

もう1つの方向として一貫経営というお話をさせていただきました。一貫経営、これは枝肉価格が上昇しますと、肥育もと牛というのが非常に需要が増加するわけでございます。それに伴って子牛の価格が上昇しますと、肥育経営を逆に圧迫するというところでございまして、これは子牛から肥育までの1つの生産の宿命でございます。こういった宿命ではございますが、繁殖経営と肥育経営を一体的な生産によりまして、そういったデメリットをなくしていくというのがこの一貫経営でございます。

一貫経営、現在、全国的にも増えております。特に九州で見ますと、下の緑の棒グラフで見ただけでするように、九州は約10年前と比べますと3割以上、この一貫経営が頭数で伸びているということで、今後の1つのねらいどころかなと思っております。

この一貫経営のメリットとは何ぞやということでございますが、黄色い箱の中に書かせていただきましたように、もと牛、子牛の確保が肥育経営は大事でございますが、自分で子牛を生産するというので、確保にかかる不安定要因を解消するというところでございます。

それと肥育経営、子牛を買ってくるわけでございますが、いろんな地域からいろんな牛を買ってきます。それで自分に合った経営で肥育していくわけでございますが、多少子牛によってはばつきがあるということと、市場に出された子牛はある程度商品価値を高めるために、ある意味では若干太りぎみの子牛が出てくるわけでございます。そうすると肥育経営は、経営のアイテムの成立性をもたせるということと、その後の発育をよくするというので、私どもの用語でいう「飼いなおし」ということで、一旦体重を落とすような飼育管理をいたします。これはある意味で無駄なことではございますが、これが一貫経営、自分の経営の中で子牛の生産から肥育まで行えば、こういったロスをなくすることができる。それに伴って経費を削減することができるというメリットがあるわけでございます。

下の方に棒グラフで模式図を書かせていただきましたが、まず繁殖経営というのがございます。これは繁殖経営、子牛を生産して、子牛を市場に出して、肥育農家の方がこれを買ってくるわけでございますが、繁殖経営の粗収益がすなわち肥育経営のもと畜代、もと牛の価格になるわけでございます。それで肥育経営の方は、この買ってきた牛を1回、体重を落とすという、私どもこれを「飼いなおし」と先程申しましたが、これによってロスがどうしても生ずる、それがコスト高につながるということで、真ん中の棒グラフの書いてあるところ、これがコスト高になるという問題があるわけでございます。その上で自らの肥育した牛を売って所得を得るということでございます。

これが仮に一貫経営でございますと、繁殖経営の所得の部分、肥育経営の所得の部分、それから「飼いなおし」のロスによるコスト高、それが収益に変わってくるわけでございまして、右端のピンクの棒グラフでございますように、一貫経営をやりますと、所得面で、と3つの要素が所得として理屈上は加算されるということでございます。

ただ、みんなこれをやればいいじゃないかということですが、やはり肥育経営の資金の回転ということでなかなか難しい。棒グラフの下の方に書いてございますが、繁殖経営ですと、種付けしてから子牛を出荷するまで20カ月かかります。それを買ってきてもと畜導入から太らせた牛を出荷するまで20カ月かかります。とすれば一貫経営ということは、そ

れを足した種付けから肥育出荷するまで40カ月かかるということで、非常に長いスパン牛を飼わなくちゃいけない。そのこと自体は非常に資金を寝かせるということでございます、そういう難しさがあるということでございます。

また、繁殖と肥育管理を一体的にするということの技術的な難しさもあるわけでございます。

9ページ目をお開きください。

技術面のお話をさせていただきたいと思いますが、繁殖経営、繁殖の現場と肥育の現場があるというお話をさせていただきました。繁殖の現場、まさに子牛を生産して、それを市場に出荷して収入を得るわけでございますが、繁殖農家にとってはやはり見栄えのよい子牛を出そうとして市場価値を高めようとする。そうすると勢いかわいがり過ぎてちょっと過肥気味の子牛が出てきたりもします。大体今、どれぐらいで出しているのかというと、右にございますように約9カ月ぐらいで市場に子牛として出荷します。1kg当たりの単価が1,400円弱、体重が281kg、大体1頭当たり41万円ぐらいです。今、これが全国的平均でございます。

これを家畜市場等に出して、肥育農家の方がこれを買ってくるわけでございます。肥育農家の方は、そういった牛を若干「飼いなおし」をしつつ、それから太らせていくわけでございますが、さしを入れる等の肉質をよくするといういろんな努力をしながら肥育をしていくわけでございます。肥育期間は大体20カ月ぐらいです。ですから、9カ月と20カ月強でございますが、大体出荷する牛の月齢は30カ月齢ぐらいでございます。

これはこれとして、現実こういうことで肉生産が進んでおるわけでございますが、ある意味でもう少し生産技術面で工夫が要るなというふうに思うわけでございます。それを下の青い棒グラフで見ていただきますと、大体30カ月齢で牛が出ているということでございますが、30カ月、大体これぐらいになると牛の体重はあんまり増えない状況になってくる。赤い脂肪交雑と書いてございますが、これは肉質を代表する指標でございますが、これは30カ月以上になっても加齢するに従って肉質がよくなっていく。しかしながら、1日当たり餌を食べさせて、体重がどれぐらい増えるのかなということで見ますと、効率がどんどん下がっていくということでございます。

30カ月というのは体重はほぼ満度に達して、肉質もそこそこよくなったなということで、それ自体は30カ月齢で出荷することに理屈があるわけでございますが、真ん中のグラフで見ていただきますと、出荷価格とコストの比較、その差し引きを三角の折れ線グラフで示させてもらいました。だんだん効率がよくなっていくということございまして、30カ月齢のところもいいのですけれども、例えば28カ月、29カ月の方が枝肉価格と生産コストという比較で見れば、こっちの方が若干有利かな、こういうことも生産の現場ではやはり勘案していく必要があるかと思えます。

優良事例に示してございますように、子牛を早めに出して、若いうちに出して、無駄な「飼いなおし」というのをしないで済むような飼い方とかやりますと、出荷月齢もそれに呼応しまして、27、28カ月まで出すという優良事例もございますので、こういった現場での対応も今後、必要なのではないかと考えております。

10ページでございます。

次に乳用種でございます。乳用種の場合、乳用種には肥育経営と、酪農家で生まれた子牛を一旦7、8カ月ぐらいまで育てる育成経営というものがございます。育成経営の概況をここに示しております。戸数的には全国で800戸とそう多くございません。乳用種ですから、1戸当たりの飼養頭数は250頭と非常に大きいわけでございます。200頭層以上の規模で見ますと、赤いところで40%ぐらいでございます。飼養頭数で見ますと9割ぐらいいはこういった方々が担っているということでございます。

この子牛の1頭当たりの販売価格の推移、下のグラフを見ていただきますと、例えば平成2年当時、1頭当たり20万円ぐらいで売っていたわけございまして、3年で14万、いまや大体5万円弱でございます。

問題は黒い棒グラフでございます。これは子牛の不足払い制度による補給金でございますが、次第に補給金の割合が大きくなってきておりまして、15年度で見ますと1頭当たり8万円の補給金で、収入の約6割を補給金で賄っているという世界でございます。現在、この乳用種に関わる子牛の補給金制度のあり方ということについて、省内でこういった現実を見据えまして、今後の改善方策等について研究をしているところでございます。

11ページでございます。

次は肥育、太らす方でございます。大体全国で現在4,000戸程度の生産者の方が生産しておりまして、約67万頭の牛を飼養しているわけでございます。

これも規模拡大が着実に進展してございまして、例えば200頭層以上という赤いところを見ますと、2割程度の農家の方が全体の7割の牛を飼っているということで、規模拡大が相当進展している世界でございます。

今まで申し上げました乳用種の世界を経営状況ということで見てみますと、まず酪農家から子牛が生産されます。大体酪農家の粗収益を緑の棒グラフで書いておりますように、1頭当たり3万5,000円で売ります。それが育成経営のもと畜費になり、それに餌代を加えて販売するわけでございますが、問題は、先程申しましたように、8万円程度の赤い色の棒グラフのところを見ていただきますと、補給金で収入を賄っているという世界でございます。それらがまた肥育経営にいくわけでございますが、残念ながら肥育経営はコストを償ってないという状況でございます。例えば生産費33万1,000円でございます。収入は緑の棒グラフでございますが、29万円でございます。そうしますとこの差額の相当分を何で補てんしているかということ、私どもの肥育牛に対する補てん制度がございまして、それによって2万8,000円ほど補てんして、やっと償っているというような状況で、いずれも育成経営、肥育経営ともこういった政策的な補てん金を交付しまして経営を維持している。こういうことではなかなか厳しいのでございますが、さはさりながら、乳用種の世界でも、コストを下げる、あるいは銘柄化を進めるということで、今後、いろんな対応、対策を講じていく必要があると思います。

最後の12ページでございます。

コスト低減ということで、例えば餌も未利用資源を利用した低コスト生産はできないかということでいろんな試験なんかも行われております。例えばパンくずですとか、豆腐か

すとか、そういった未利用餌を食べさせることによってコスト低減をどれまでできるのか、私どもの承知していますある試験でございますが、半分ぐらいまで餌費を下げられるということでございます。そうしますと、右のグラフでございますように、いかんせん、今、コストを償ってないわけでございますが、餌代を仮に半分まで下げると、ちゃんと生産費をつぐなった粗収益が、枝肉価格が仮に650円といたしましても得られるということでございます。

その他、乳用種でも、例えば Non-GMO の餌、あるいは無農薬の餌を使ったこだわり生産というのですか、商品、あるいは一定の規格以上のものしか銘柄として出ませんよとか、あるいは生協さん等々との特約によって販売ルートを安定させる等々のいろんな取り組みもございます。こういった取り組みを普及することによって、乳用種も自賄いできる経営というものをこれから進めていく必要があるかと思えます。

早足で恐縮でございます。その1は以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして飼料4の「牛肉をめぐる情勢（その2）」につきまして食肉鶏卵課長から御説明をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 それでは、恐縮でございますが、資料4をお開きいただきたいと思えます。時間の関係がございますので、ポイントだけ説明させていただきます。

まず資料4の1ページでございます。

肉用牛の流通の在り方でございます。先程引地室長の方から話がございましたが、例えば家畜市場というものがあるわけでございますが、ここが先程出ておりました子牛、あるいは成牛に至るまでのものについての売買がなされているわけでございますが、2番目でございますように、年間の取引頭数については、これは大体目標水準の3,000頭をおおむね達成しておりますが、1開催日当たりの平均取引頭数というのは、これは目標が250頭に対しまして150頭ということで下回っているような水準になっております。

いずれにしましても、家畜市場というものは非常に大事なものでございますが、今後は平成15年度から義務化されたいわゆるトレーサビリティシステムに対応したセリシステムの導入、あるいは個体識別情報の収集、こういったものによります機能高度化を図ることが重要だということでございます。

続きまして3ページをお開けいただきたいと思えます。

牛肉の流通の在り方でございます。一部先程引地室長が申しましたことと大分ダブる部分があるわけでございますが、一番目でございますように、食肉流通の合理化というのは、これは当然大事なわけでございますが、その中でも、今、出ておりました農家段階での生産コストのみならず、食肉の処理、流通、そういった各段階での合理化を図っていくことが必要だということと、当然需要者、消費者ニーズに対応した食肉の流通体制の整備を推進することが重要となっているわけでございますが、とりわけ2番目でございますように、安全・安心の確保ということで、後から御説明いたしますようにO157、あるいは平成13年の国内でのBSEの発生に伴いまして、衛生管理上の規制といったものが強化されておりますが、こういったことから、後から御説明いたしますが、非常にそういったいろいろ

な面でコストがふくらんでおります。こういったものに対応して、いかにして国産食肉の競争力の強化を図っていくかが今後の課題かというふうに考えておるところでございます。

また、先程も少し出ておりましたけれども、表示、その他により、消費者への情報提供を徹底させることが重要と考えられるわけでございます。

4ページをお開けいただきたいと思っております。

こうした中、食肉流通施設の整備ということで、まず成牛につきましては、と畜場でこれをと畜するわけでございますが、4ページの一番左にございますように、我が国で60年当時は450近くのと畜場があったわけでございますが、このと畜場の再編、整備といったものをやってきておりまして、これに伴いまして規模の拡大、あるいは処理頭数の増加といったようなことが進展しているわけでございます。

このと畜をしたものを、今度は5ページを開けていただきたいのですが、一番上の囲みに書いてございますように、産地段階でと畜して、そして解体して、それから枝肉から部分肉といったようなところまで一気にやってしまうという産地食肉センター、こういったものの整備について、当方でも助成をしてきたわけでございますが、一番上の表にございますように、60年から14年にかけて、牛の施設別の処理頭数の推移ということで、部分肉流通の拠点的な施設といういわゆる食肉流通センターでの比重が高まっております、部分的な部分肉の流通というものが進展しておるわけでございます。

この部分肉といったものと枝肉、あるいは生体流通といったときに、コストがどのようなものになるかというのが5ページの下の方でございまして、これは鹿児島から東京までの輸送費を1頭当たりで比較したものでございまして、ごらんいただきますように、当然生体流通で見ますと、体重もございまして、ここにございますような、約2万円近くかかるわけでございますが、これが部分肉流通ということになりますと、非常に目方が減ってきたりいたしますので約半分以下になるということと、左側にございますように、もう既に生きている牛ではございませぬので、牛の死亡事故、あるいは細菌感染等のリスク等も大幅に軽減できるというようなメリットがございまして、こういった部分肉の流通の促進といったものに意を注いでいるところでございます。

それと6ページでございます。

安全・安心の確保といったようなことでございまして、先程申し上げたとおりでございます。

下の方に書いてございますように、食肉についての消費者の皆さんの意識といったことで、これは平成15年6月に調査したものでございますが、食肉に関して最も知りたい情報ということで、約7割の方が安全性といったようなことになっていまして、それと食肉購入の際の選定基準といったものにどのようなものがあるかということで、上から鮮度の良さ、こういったものがございまして、4位あたりに国産か輸入品か、あるいは安全性、安心か、こういったものがその際の選定基準となっております。

ただし、一番右側にございますように、食品の表示についてということで、信頼できない、あるいはどちらかという信頼できないという方が6割強となっております、この食品の表示の適正化について、消費・安全局といった新しい局も作りながら、この表示の

適正化に向けて徹底した指導、あるいは監視活動、こういったものを現在やっているところでございます。

それと7ページをお開けいただきたいのですが、最近の食品に関わる事故の発生と主な食肉関連の対応でございます。

先程申し上げましたように、平成8年に起きました大阪でのO157の食中毒事故の発生以降、いろいろな疾病というものが食肉の関係では出ておるわけございまして、口蹄疫でありますとか、BSEとかいったものが生じているわけございまして、これに対応してと畜場法等の関係法令を見直しまして、いろいろな規制の強化、こういったことが一番上の方の年表で整理されておりまして、ここ数年、連続に矢継ぎ早にいろいろな規制が強化されているといったようなことがお分かりいただけるかと思っております。

その際、7ページの下欄でございますが、先程申し上げました安全・安心のコストの発生ということで、左側でございますが、いわゆるBSE関係でSRM、牛の頭、あるいはせき髄、こういったものについては、と畜場でと畜した際に除去しまして、そこで焼却するといったことが義務づけられているわけございまして、こうしたSRMというのが大体20kgあるわけございまして、これを焼却した場合、どのくらいの費用がかかるかということになりますと、まちまちでございますが、平均して約2,000円といったような焼却コストがかかっておりまして、これをパック肉100gあたりに換算しますと、0.3円から4.3円といったような値段になるわけございまして、実態といたしましては、この平均2,000円近くの焼却コストについては、いろいろ聞いてみますと、と畜場段階で負担されている。と畜場というのが公的な市町村経営か何かでやっておりますものですから、その段階でこういったコストを吸収しておるといったのがまず1つあるわけございまして。

それと右側の方にせき柱の処理コストということでございます。

これは平成16年の2月でございますが、厚生省によりまして、牛のせき柱につきましても、牛のせき柱に含まれます背根神経節といったところに異常プリオンというものがたまるといことで、せき柱そのものは問題ないわけございまして、せき柱に入っております背根神経節の中に異常プリオンが入っておるといことで、これについて、特定危険部位SRMと同じような扱いをすべしといったようなことが平成16年に施行されまして、食品規制といたしまして、牛のせき柱を使わないといったようなことになっております。

今、どんなことになっておるかとお申しますと、これは我々の方の食肉業者の皆さんに対しましての1つの指導ということで、牛のせき柱につきましては除去していただくといったようなことを行っておりまして、牛のせき柱というのは、1頭当たり約17kg出てくるわけございまして、これにつきましても、ここにございますように、大体焼却いたしますと1,100円から8,400円といったようなまちまちのコストがかかるわけございまして、大体平均して3,200円といったことになっておりまして、これがパック肉100g当たりでいたしますと0.4円から3円になるわけございまして、この処理コストにつきましては、と畜場段階ではございませぬので、食肉業者の皆さん、流通業者の皆さんにこのコストをできるだけ経営の中で負っていただくといったようなことになっておりまして、それがなかなか難しいといった場合には、最終的には消費者の皆さんに、安全・安心のためのコストを

負担していただくといったようなことにしておるわけでございまして、いずれにいたしましても、こうしたBSEの発生を契機にいたしまして、安全・安心のためのコストが発生しておるといったようなことが最近の食肉関係の行政を考えた場合に大きな1つの重要なテーマだと考えているところでございます。

それと8ページでございまして、牛肉の表示に係る制度でございまして。

この表示につきましては、2つ法制度的にはございまして、1つは一番上にございまして、JAS法でございまして、ここで12年の7月1日から名称、原産地の表示ということが義務付けになっておりまして、中段のような国産品である、あるいは輸入品であるといったようなことの表示がJAS法で義務付けられております。

それと2番目になります。JAS法以外に、「食肉の表示に関する公正競争規約」ということで、景表法という法律に基づきまして規約がございまして、この中で2番目にございまして、黒毛、あるいは褐毛、こういったものについては和牛といったようなことが書かれるわけですが、これ以外の4品種以外については現在、和牛といったような表示ができないことになっております。現在、これについて、例えば黒毛和種と褐毛和種の交雑についても、同じ和牛から出たものではないかということ、和牛表示ができないかといったようなことで、今、その点について和牛表示ができる方向で検討しておるところでございまして。

それと9ページでございまして。

トレーサビリティ施行の関係でございまして。

BSEの発生を契機にいたしまして、トレーサビリティ法が施行され、本年の12月から流通段階でもトレサ法が施行されるということで、下のような個人情報といったものがパソコンや何かを通じまして確認が可能になるといったようなことになっているところでございまして。

続きまして10ページでございまして。貿易関係でございまして。

牛肉の輸入でございまして。これにつきましては、当部会でも2月か3月に1回、御説明したとおりでございまして、説明は省略させていただきますが、いずれにしても現在、アメリカ産が止まっております。日米協議が開催されておるわけでございまして、すぐに再開といったような状態にまだなっていないというような状況でございまして、いずれにしても今後、我が国の牛肉の供給を考えていくためには、国内の生産というものも当然でございまして、こういった輸入物についても、動物の疾病といった問題について少し考えていく必要があるのではなかろうかと考えているところでございまして。

それと11ページにつきましては関税水準の推移ということで、現在、WTOか何かはやられておりますが、ウルグアイラウンドの決着におきまして、牛肉につきましては、関税措置といったものを講じておるといったものを11ページの表であらわしているところでございまして、これも省略させていただきます。

それと12ページでございまして。

先程は輸入関係でございましたが、今度は輸出でございまして、これは話題提供的なものでございまして、実は我が国でも牛肉の輸出といったものは行ってきたわけでござい

すが、これにつきましては、アメリカや何かに、主に日本食レストラン向けに和牛や何か
が輸出されておりましたが、12年3月の口蹄疫、あるいは13年9月の我が国のBSEの発
生ということで、アメリカが日本からの輸入を禁止しておるといったような、こういった
ものを載せているところでございます。現在、これについても、BSE協議で協議を行っ
ているといったようなことをここに書かせていただいております。

それと13ページでございます。

牛肉につきまして、価格の流通段階での安定制度ということで、牛肉の価格安定制度と
いったものがございまして、13ページにその仕組み等が書いてございますが、省略させて
いただいております。

それと14ページにつきましても、先程引地室長の方からございました肉用子牛の生産者
補給金制度の概要でございます。これも2月、3月のときに1回、御説明しておりますの
で、説明は省略させていただいておりますが、ただ、この中で、先程出ておりましたよう
に、乳用種につきまして補給金というものが常に恒常的に出ておるといったことで、15ペ
ージをお開けいただきたいのですが、「乳用種の在り方」ということで研究会を立ち上げ
させていただいております。現在、その研究会での議論を進めておるといったことで、5
月17日から現状の把握と論点の確認というようなことで議論がされておりました。この夏
を目途に一定の中間取りまとめをしたいと考えているところでございます。

それと16ページでございますが、いわゆる略称マルキンといわれる事業の概要ござい
ます。これも先程引地室長の方から丁寧な説明がございましたので省略させていただきます。

それと17ページ、最後でございますが、その他でございますが、余り聞き慣れない言葉
かと思いますが、ここにございます「残さの適正処理による食肉流通の円滑化（畜産業を
下支えするレンダリングの近代化）」ということで、ちょっとオーバーな表題になってい
るかとは思いますが、若干これについてコメントさせていただきたいと思っております。

実は一番左側に図がございますように、家畜といったものは、と畜場でとさつされて食
肉関係の皆さんにより流通になるわけですが、その際、と畜残さということで、脂であり
ますとか、骨でありますとか、いろいろなものが副産物として出るわけでございますが、
実はこれは今までBSE発生以前でございまして、豚だとか鶏、こういったものへの飼料、
あるいは下にございますような肥料、こういったものに回っておりまして、焼却されるこ
となく、非常に有効に活用されたわけでございますが、BSEの発生に伴いまして、輸入
肉骨粉でありますとか、こういった牛の肉骨粉が原因になるといったようなことで止めら
れたわけでございます。今までこういった肥料、あるいは飼料にすることを化製というふ
うに呼んでおりまして、上の方に化製場の推移といったもので実線で書いてございませ
が、化製場といったものがここで数の推移が出ておりまして、右側の方に、こういったこ
とを扱う化製場の分布が書かれております。

ただ、2番目にございますように、原料が畜産主産地だとか都市部に集中するというこ
とで非常に地域的に偏在しておるといったことと、こういったようなものを作る場合には、
環境負荷が非常に大きいというようなことで、なかなか新規の工場設置が困難だといった

ような状況になっているところでございます。

18ページでございますが、そうした中で、先程肉骨粉につきましている問題が出るということで、左側の方をごらんいただきたいのですが、先程申し上げましたような肥飼料につきましては、BSE発生直後は全部ほとんど禁止したわけでございますが、その後、食品安全委員会等の議論を踏まえまして、例えば豚、あるいは鶏の副産物につきましては、これは飼料に回れるようにしてもいいのではないかとというようなことでリサイクルがだんだん可能にはなってきておりますが、牛につきましては、左側の方にございますように、ほとんど利用ができないというような状態になっておりますが、これについていきなり焼却できませんものですから、当方では肉骨粉というものに一旦しまして、これで焼いていただくということで、2番目にございますように、年間約200億円近い予算を使って、こうした処理をしております、この肉骨粉がまた餌に回ったり、あるいは肥料に回らないような、そういった手だてをしているといったような現状がございまして、やはり3番目に書いてございますように、危機管理としての畜産廃棄物処理を確実にを行うためには、国、都道府県、関係業界、あるいは消費者が一体となった相互協力の体制整備が必要ではないかというふうに考えるところでございます。

簡単ではございますが、「牛肉をめぐる情勢(その2)」は以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に資料5の米国BSE問題についてに関しまして、衛生管理課から説明をお願いいたします。

川島衛生管理課長補佐 資料5でございますけれども、既に皆様方御案内のことも含まれているかと思っておりますけれども、概況を御説明いたしたいと思っております。

まず経緯でございますけれども、昨年12月の末にアメリカでBSEが発生をいたしまして、日本といたしましては、直ちに米国産牛肉等の輸入を停止しておりますところでございます。

その後、数回にわたります農相会合なり、局長級会合、あるいは現地調査、こういったものを行いまして、米国のBSEに関します事実関係の把握ですとか、あるいは対策、こういったものについて情報を収集いたしまして、また、米国に対しまして、日本の消費者の方々が抱いておられる意識、こういったものについて説明をいたす一方で、輸入牛肉について、国産牛肉について講じている措置と同じ措置が必要であるということを説明してきたところでございます。

一方、食品安全委員会の方におきましては、4月15日に第41回の会合を開催いたしまして、このオープンの議論の場で、日本でBSEが発生してから2年を経過したというようなことも踏まえまして、国産牛肉についてのBSE対策について検証を行っていくという方針を示しているところでございます。

最近の状況でございますけれども、4月24日に開催されました局長級会合の結果におきまして、まず本年夏を目途に、米国産牛肉、それから日本産牛肉の輸入再開について結論を出すべく努力するというにつきましまして合意をいたしまして、日米の専門家、実務担当者によりますワーキンググループを設置して、技術的、専門的事項について議論を行っ

ていくということになっております。

この合意を受けまして、第1回のワーキンググループが5月18日と19日に東京で開催されておりますけれども、その後、今、まさに28日から30日にかけて、米国のコロラド州で第2回目会合が開催されているということでございます。

協議の結果を予断することはできないわけでございますけれども、我が国の消費者の食の安全・安心の確保を大前提といたしまして、早期に輸入再開できるよう、米国と協議を行っていくということで臨んでいるところでございます。

第2回目の会合の初日が米国時間で昨日、終了をいたしておるようでございまして、その初日の会合では、米国サイドから、米国におきますBSEの定義なり検査方法、あるいは特定危険部位の除去、あるいは牛の月齢の識別方法、こういったことについて説明が行われまして、それぞれの項目について専門的、科学的な議論が行われたということでございます。

また、この他に、日本からの牛肉輸入再開に関しまして、米国側の輸入規制手続、こういったものについても説明があったというふうに聞いておるところでございます。

いずれにしましても、この第2回会合の概要につきましては、3日目の会合が終了した段階で全体を取りまとめて御説明をするということにしております。

それから、関連いたしまして、先週の日本時間土曜日の朝だったかと思っておりますけれども、エライザ陽性疑似患畜が出たという状況でございまして、これの確定検査には4日から7日かかるというふうに公表されておりました。今回の第1回目の会合の冒頭で私ども日本の方から米国側にこの件について質問したところ、米国側からは現在、確認検査を実施中であり、結果が判明次第、情報提供したいという旨の回答があったというふうに聞いております。いずれにしましても、この件につきましても、引き続き米国政府に説明を求めていきたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

最後に、資料6の「第3回畜産企画部会委員要求資料」につきまして御説明をお願いいたします。

まず最初に、生産技術室長から、その後で牛乳乳製品課長からお願いしたいと思っております。

引地生産技術室長 それではお手元の資料6の第3回畜産企画部会委員要求資料の1ページと2ページについて私の方から御説明申し上げます。

まず1ページ目でございますが、矢坂委員の方から、1戸1法人以外の協業法人や有限会社の酪農経営の実態ということでございますが、中央酪農会議が酪農全国基礎調査というものを毎年やっておるわけでございます。

ちょっと調査の切り口が違うものですから、必ずしも矢坂委員の要求に応えられないのですが、1戸1法人以外のものだけ抜き出して整理したものでございます。

ごらんのとおり、幾つかの農家の方が集まって法人を作っておりますので、当然飼養頭数、あるいは出荷乳量、その他についても規模が相当大きいというのが見てとれるわけで

ございます。

今後、こういった経営がどういふふうな形で進展していくのかということを引き続き調査しながら見ていきたいと考えているわけでございます。

なお、いわゆるメガファーム、メガファームとよくいわれるわけでございますが、私も今年搾乳頭数で250頭以上、または年間の生乳の出荷量が2,000トン以上と、かなり大規模な経営について特別調査した結果について参考までにお示しさせていただきました。

大体牛の数ですと400頭弱、出荷乳量で3,000トン規模、かなり大きな農家があるということでございます。

2ページ目でございます。

家畜改良における乳脂肪に対する考え方ということで、今委員、神田委員、金井委員等からの御質問でございます。

私ども家畜改良増殖目標ということで、平成22年度を目標年度とする目標を今、示しておるわけでございますが、それですと、乳脂率で3.9、無脂乳固形分で8.9、蛋白質で3.4%というふうになっております。現状を見ていただきますと、もう既に乳脂率では目標値を超えている。無脂乳固形分でもう少し、蛋白質ももう少しということでございます。

現在の需給状況から見ますと、あるいは消費の動向から見ますと、もう脂肪はいいのではないかとございまして、そういった意味で、私ども改良増殖目標を作るときも、前回、22年目標の1つ前の目標と同じく脂肪率は3.9ということで上げないという目標を立てたのですが、いかんせん、蛋白質と乳脂率というのは、実は改良上、正の相関がございまして、蛋白質を上げようとするとうとう乳脂率も上がるということで、改良上はかなり難儀する形質でございます。さはさりながら、改良上、いろいろ工夫をこらして乳脂率を抑えて蛋白質を増やそうというふうにして努力しているところであります。

なお、乳成分というのは、乳量もそうですが、下にございまして、改良面での遺伝的な能力と、餌とか、気候とかの環境が合わさって表に出てくるものでございまして、乳脂率でいいますと、遺伝的な寄与というのは大体3割ぐらい、あと残りは飼育次第ということになります。なお、乳脂率を上げようするためにはやはり良質粗飼料を食べさせないと乳脂率は上がらない、ということでございます。

私の方から以上でございます。

松島牛乳乳製品課長 続きまして3ページの資料を御説明します。

前回の会合で、近藤委員から、脱脂粉乳の消費拡大について御質問がございまして、その整理をさせていただきます。

脱脂粉乳につきましては、在庫の過剰の要因として、加工乳、乳飲料の不振というのがございまして、その不振の理由として、上の箱にございまして、新商品の開発がないとか、それからまた、健康飲料や機能性飲料との競争でなかなか伸びないということもございまして、そういったことも踏まえまして、現在、国におきましても、乳業団体等とも協力を得ながら、例えば下の箱に説明がありますように、脱脂粉乳を使用した新商品の開発といったものですか、それからまた、脱脂粉乳を含めまして、牛乳製品の機能性微量成分の分析・研究といった地道な消費拡大のための研究開発も行っているということ

でございます。

ちなみに4ページをお開けいただけますでしょうか。

諸外国の例が簡単に整理してございます。

海外におきましても、バター、脱脂粉乳、一定量生産されておりますけれども、アメリカ、EUといった主に国内需要を中心とする国と、それから豪州、ニュージーランドのように輸出が中心の国、いろいろございますが、国内においては、パンなどの食品原料とか、またはチーズ等々に使用される一方、輸出品については、途上国で還元乳を生産する際の原材料にしたり、また、飼料用にするという形で使われてございます。

我が国の場合には、前回、御説明しましたように、内外格差がありまして、なかなか輸出という道はございませんで、国内で加工乳やまたパンなどの食品原料として使われているということでございます。

続きまして5ページをお開けいただけますでしょうか。

これは前回、食品の安全という観点からHACCPについて御説明した際に、矢坂委員の方から、食中毒事故以降、どういう形でHACCP制度の運用改善が行われているのかという御質問がございました。これは厚生労働省の行政分野でございますが、簡単に整理してございます。

左にございますように、厚生労働省、12年以降、HACCPの承認要件の追加というものをしています。具体的には、例えば停電時の対応方法ですとか、それから従業員の教育訓練の強化といったものも承認要件にする。さらに13年に厚生労働省の地方支分部局として地方厚生局というものが設置されましたが、その中で地方厚生局がHACCPの実施状況について立入検査を実施するという制度も設けてございます。

さらに15年度におきましては、HACCPの承認につきまして、3年ごとの更新制度を導入するという制度改正も行っている。

また、右にございますように、HACCPの実際の運用につきましては、都道府県の関係部局とも連携をとりながら運用の適正化を図っているということでございます。

また、6ページ、これは御参考まででございますが、農林水産省としまして、乳業を所管するという立場から、乳業メーカーに対しまして、衛生管理マニュアルの整備とか、それから、またいろいろな食品事故の後に個別に衛生管理の向上について指導する一方、乳業団体におきましても、右の箱にございますように、研修会、講習会の開催ですとか、それから、マニュアル、ガイドラインの作成、巡回指導という取り組みを通じまして、衛生管理体制の強化というものを図っているということでございます。

最後に、これも矢坂委員から御質問がございました乳業の国際化としてどういう試みがあるのかという点について整理した資料でございます。

この上段の箱の中に書いてございますが、乳業メーカー、1990年代に外国に進出しまして、いろんな事業を展開してございます。

下に4つの箱がございまして、それぞれ海外事業の展開の内容を幾つか類型別に分類してございます。

例えば左上にございますように、海外企業に製造・販売を委託して、日本国外の市場に

売却しているものとか、右上にございますように、海外に生産拠点を設けて、日本以外の市場に販売している。

また、左下にございますように、海外に販売拠点を設置しまして、日本製品の輸出促進を行っている。それからまた、逆に右下にございますように、海外に製品の調達拠点を設けて、日本に輸入している。主にそれぞれの形態がございますけれども、生乳価格の安い豪州やニュージーランド、それから欧州の原材料を使いまして、特に我が国に国際競争力がございます育児用粉乳、粉ミルクでございますが、これをアジア方面で販売するという形態が多いという実態がございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの御説明が終わりましたので、意見交換ということになるわけですが、その前、若干、5分ほどの休憩をとりたいと思います。

なお、再開後でございますけれども、議論の手順といたしまして、最初に牛肉の生産段階に関する議論、それから流通、消費段階の議論、大体こういう順序で御議論いただくかと思っておりますので、御承知おきいただきたいと思っております。

それでは、私の正面の時計で11時10分に再開いたしたいと思っておりますので、暫時休憩にしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔暫時休憩〕

意見交換

生源寺部会長 それでは、再開いたしたいと思っております。

休憩前に申し上げましたように、議論の進め方といたしまして、最初に牛肉の生産段階の問題を中心に御意見、あるいは御質問をいただき、その後で流通、消費に関する問題についての御議論をお願いしたいと思っております。関連しておりますので、そのあたりはある程度フレキシブルに行っていたらよろしいかと思っております。そして最後に、全体を通して御意見、御質問をいただくような、こんなことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構でございます。

平井委員 関連性があるのですけれども、いわゆる豚の養豚の皆さんと消費者の皆さん、我々を含めてまず自給率を上げるということで入りますと、豚の差額関税というのが、今は豚は安定価格を超えてやっておりますけれども、暴騰、暴落がこの関税法のあれであるわけですね。国内で余った豚肉を、輸入するためにセットで入れますので、余っている豚肉がまた海外から入ってくるというような悪循環があるので、この差額関税法をひとつ考えていただきたいなということが1つと。

今度、アメリカのBSEで大変なことになっておりますけれども、我々業者も、消費者の皆さんも、生産者の皆さんも、世界的にフローズン、チルド、これが世界的にフローズンは5年なんです。日本は2年なんです。チルドは世界的に77日、日本は45日なんです。

こういう期間が、今度みたいなアメリカのBSEという問題があると、在庫を持ってないということが急騰、あるいは調整期間の生産者も、暴騰もいかんし、暴落はなおいかんのですが、そういう大きな波は、生産農家も、消費者の皆さんも、私どもも、べたなぎの方が一番いいのですね。その調整保管的な役目をしているのがいわゆるフローズンの賞味期間というか、世界的な5年にしていただく。日本は10年ほど前までは何もなかったのですが、10年前から2年の45日になっています。こういうことが今回みたいなもしほかに悲劇があれば、在庫不足というか、在庫ゼロに近いというのが1つの暴騰、暴落の原因、あるいは生産者の安心・安全ということもいわれるのですけれども、子牛生産から酪農家の皆さんから、いわゆる養豚の方も、いつ下がるのやろなという心配があります。

また、今度は和牛と表示できるのが4つ種類があるわけですね、これは消費者の方もわかってないと思うのです。黒毛和種とか褐毛和種、短角、いわゆる無角というのが肉質から考えると相当和牛の評価とするのは開きがあるのです。この辺を生産者の方も困るし、消費者の方も困ると思うのです。今、いろいろDNAとか調査していただいていますけれども、和牛という表現は果たしてどれかということになると、恐らく先生方説明できないのではないかな、消費者の方から言われても。生産者の方から言われても、和牛、黒毛和種ということは説明できても、あと3種類の和牛というのがどう説明できるかというのは難しいと思うのです。こういうあやふやなことのいわゆる決めるのならもっと黒毛和種、あるいは和牛というふうなあとの3種類は和牛だ、黒毛和種なら黒毛和種だということの表現をしていただくようにするといいいのではないかな。これに基づいてやはり子牛生産農家も、今言うように、乳業の子牛、非常に補助金をもらっております。和牛は30万4,000円なんです。これを割ったのはBSEのときとオイルショック以外は全部その上なんです。だから和牛の補助金というものはないに等しい、和牛子牛生産農家は非常に不安定なんです。この辺を35万ぐらいの安定価格に和牛の子牛、黒毛和種はどうかなというような、子牛を産ます生産者というのは、今、生産農家というのは4年かかるわけですけれども、肥育農家というのは20カ月ぐらいでいけるわけです。牛舎とお金とあればいつからでも始められる。しかし、子牛生産農家は、やめてしまうと、子牛買って大きくして、種付けて子牛が生まれる。これが3年かかるわけです。それが肉になるのにもう20カ月かかると、約5年かかるわけです。だからいかにもと牛の子牛生産農家をもう少し重要視していただきたいな、供給源が絶たれてしまうというような感じを私は持っておりますので、僕は学識的なことはわかりませんのですけれども、ずっと子供の時分から生産者、業者として消費者の皆さんにかわいがっていただいておりますけれども、どうもその辺が欠落しておるのではないかな。増産、自給率を上げようといいいながら、片方では不安定なことばかりの要素があるのではないかな。牛乳も同じだし、乳牛のごとく、いわゆる乳牛の雄の肉牛、それからF₁、あるいは和牛の受精卵、ET牛、これも伸びているところもあるが頭打ちしているところもあり、そういうところは受胎率が悪い。この辺の開発が全然なされてない。35か40、うまくいっても50そこそこ、これが60か70になると和牛の黒毛和種のもと牛がうんと楽になる。あるいは酪農家の方も両方、和牛のもと牛ができて乳でもいける、というようなことで、絶対量が足りない和牛黒毛和種のもと牛づくりが変わってくるのでは

ないかなという感じを持っておりますので、すみません、長々言いましたけれども。

生源寺部会長 ありがとうございます。

他に御意見あるいは御質問ございますでしょうか。

今はどちらかといいますと、生産の段階の問題でございます。

石川委員 乳用種の場合ですけれども、雄・雌の産み分けというのはしているのでしょうか。その場合、どういう技術を使っているかということが1つと。

ついでにクローン牛についてもお尋ねしたいのですが、研究がいろいろ進んでいて肉質がいいとか、あるいはさっきの乳脂肪分と蛋白質の関係とかで研究は進んでいるのですが、私のアバウトの知識では、クローンといっても4つの方法があるように思っているのですが、そのうち実用化されている方法と、禁止されている方法というのが今現在あるのでしょうか。その辺を説明していただけたらと思います。

中村委員 2点、意見を言いたいと思います。

1つは繁殖経営の生産基盤の維持拡大についてですけれども、その1の資料の2ページを見ますと、九州について生産の多い東北地帯の戸数なり頭数の減少というのが目立つわけです。したがって、この対策というのが必要ではないかというお話です。東北といえば水田地帯ですから、水田地帯での繁殖業を中心とした大家畜の導入、水田を活用した飼料作物、これの耕畜連携対策、これをひとつ東北を重点地域として推進するみたいなのをやって欲しいなというのが1点。

それから、関連して次はこれの4ページなんですけれども、大規模経営というものの推進は確かに必要だというふうに思います。ただ、地域に応じた日本型放牧や小規模高齢者の農家による地域ぐるみの取り組みも必要だというふうに思います。この4ページで大規模な下に地域におけるというのがありますけれども、やや位置づけが小さい感じの印象を受けるということ。

例えばということなんですが、実は先般、自給飼料増産戦略会議というのをやりまして、その中に1つの事例、いろんな事例が出ていたのですが、山口の例で、繁殖牛等の移動式放牧を推進というのが載ってまして、キャッチフリーズが「どこでも、だれでも簡単に」というのがキャッチフリーズだそうで、実績を見ると、12年度の12haから15年度には100haを超えるところまで拡大しているというふうに聞いています。耕作放棄地の活用とか、転作の活用でもいいし、自給飼料の拡大にも当然つながりますから非常にいい例だというふうに感じたわけですし、こういう取り組みの拡大というのを進めて欲しいなというのが生産基盤の方の1つです。

それから、2つ目が生産コストの方ですけれども、規模拡大による労働費の圧縮というのはもちろん大事なんですけれども、規模拡大しても、飼料費というのは余り変わらないという中で、ここの資料では未利用資源の活用で飼料費が50%下がるというふうに出ているのですが、この未利用資源の活用といっても一般的かな、というクエスチョンマークを思うわけですし、1つの事例かなということで、やはり配合飼料等、海外に依存しているものが多いわけですから、なかなか難しい面もあるのですけれども、この圧縮対策、どういった方策があるのか、もうちょっと分析をやって欲しいなと思っています。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、今、お3方から御意見、あるいは御質問がございましたので、役所の方から、どういう順番でも結構ですのでお願いいたします。

引地生産技術室長 私の方から、石川委員の方から出ました雌雄産み分けについて。大家畜の雌雄産み分けというのは2つの方法がございます。1つは受精卵、その卵を雄の卵か雌の卵かということ判定してそれを移植する方法が1つ、それと精子の方、性の決定は精子の方ですから、それが雄の精子なのか、雌になる精子なのか、という2つの方法がございます。

今、主流は受精卵を取って、その細胞の一部を切り取りまして、判別する方法です。試験場段階ではございますが、かなり進んでおりますが、いかんせん、何も傷つけない新鮮な卵と違って受胎率がまだ若干低うございまして、性別判別が、例えば普通の何も性別判別してない卵ですと、凍結卵で大体45～46%ぐらいなんです。それが性別判別すると40%弱になるということで、これが1つ課題になっております。

試験場段階ではかなり進んでおりますし、フィールドというか、現場段階でも行われているところもございまして、かなり有効な手段ということで、私どもこれを大いに進めていきたいと思っています。

精子の方は、精子そのものが非常に小さい細胞ですから、その細胞をより分けるという技術、これは今、その技術が実はありまして、より分ける大がかりな機械を使ってやっています。ただ、これはいかんせん、量産ということになると、かなりまだ課題があるということで、これは受精卵よりもかなりちょっと先の話になるかなと思っています。実際、より分けた精子で受胎させて、ほぼ97～98%の確率で産み分けは行われているという状況でございます。

それから、クローンの話ですが、クローン牛、これは手法として2通りございます。受精卵クローンというものと体細胞クローンというものです。要するにある牛の受精卵の核を取って未受精卵に移植し、それを培養して新しい卵を作って移植するというのが、受精卵を使ったクローン、もう1つは、例えば身体の一部の組織から核を取って、それを未受精卵に埋め込んで培養後移植する、これが体細胞クローン。この受精卵クローンについては、受精卵クローンですよということについて、牛肉ではCビーフと銘打って出してください、ということになっているのですが、事例としては極めて少ないですね。一方の体細胞クローンについては、まだいろいろ課題があるということで、これは一般に例えば肉牛にして普及するということはやっておりません。体細胞クローンは一般には出ておりません。

以上でございます。

生源寺部会長 今、石川委員の御質問のクローンは、乳牛も想定しての御質問だったかと思えますけれども。

石川委員 肉牛も乳牛も両方です。

引地生産技術室長 もう1つ私ども考えているのは、クローン牛というのは一般の乳を

搾る牛とか、あるいはお肉にするということもさることながら、それ以上に牛を改良するために活用すると非常に画期的な技術ですから、直接食するということが以前に、牛の能力を判定するためとか、そういうものに今後、活用できるのかなと思っています。牛乳についても、クローン牛の牛乳については、現在、一般に出てはいない状況でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

佐藤食肉鶏卵課長 平井委員から幾つか御質問あるいは御意見を賜っておりますので、まず賞味期限の話からお答えといたしますか、私どもの今、考えていることを申し上げたいと思いますが、まずフローズンだ、チルドだということで、フローズンの2年、5年というようなお話でございます。これはまず最初に食品衛生法の中で賞味期限、あるいは消費期限ということで、科学的検証に基づいて事業者が自主的に決めるという仕組みになっておるということで、今、我が国の期限につきましては、社団法人の日本食肉加工協会、こういったところで試験結果に基づきまして指針が示されて、現在の2年という期限になっているというふうに聞いておるところでございます。やはりおっしゃったように、需給関係からみて確かに1つのアドバイスかと思っておりますが、なにせ人の口に入るものでございますので、やはり包装、あるいは保管技術の進捗を踏まえ、今、申し上げましたようなこういった食品衛生法上大丈夫だといったようなことがやはり必要ではないかということで、こういった観点からいろいろと今後、議論していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

それとあと、表示の問題でございますが、先程申し上げましたように、今、食肉の表示に関する公正競争規約で、できれば8月あたりには新しい黒と褐毛の交雑や何かのものについて和牛というような表示ができないかというようなことで現在、検討が進められているわけなんです。やはりこの表示の問題というのは、生産者、事業者、あるいは消費者も入った形でわかりやすいというようなことにしていく必要があるかと思っております。とりわけ畜産の世界では、先程申し上げましたように、今年からトレーサビリティが流通段階でも施行されるというようなことになっていきますので、やはりこういったものの定着状況なり、消費者の中での受け入れ状況、こういったものも見ながら表示の問題を考えていく必要があるのではないかと考えております。

表示の問題につきましては、これは消費・安全局というところで厚生省の方と共同会議を開きながらいろいろやっておりますものですから、こうしたところでのいろいろな流れも見た上で対応していく必要があるのではないかと考えてございます。

それと最後に差額関税制度でございますが、いみじくも委員が冒頭、おっしゃっていただきましたように、自給率の向上というような観点の中で、実はウルグアイラウンド対策の中で現行の差額関税制度、セーフガード制度の姿になったわけでございます。その運用の問題ということもあるのかもしれませんが、やはりこれについては基本的な考え方に立って考えていく必要があるのではないかと考えておまして、やはりいろいろと現在、WTOが何かでの交渉等も始まっておりますものですから、この点についてはいろいろな方面からの議論を考えながら対応していく必要があるのではないかと考えてございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

原田室長 中村委員から牛の減りの激しい東北地方での重点化、それと山口での移動を細かくされている方式、そういったものを進めるべきではないかという御意見がございました。6月11日に飼料増産推進会議をやりまして、そのときに「5つの行動」という形で、その中には「耕畜連携を進めよう」ということと、「牛を放そう」という大きな目標を掲げまして、具体的に各地域で重点地域を作って、7月中には行動計画として、そこに事業の重点化も含めて進めていくということで今、段取りを進めております。

特に東北につきましては、耕畜連携、あるいは放牧、どちらもこれからまだまだ進めるべきだと思っていますので、そういった形で東北地方も含めて重点化を進めていきたい。

それと山口の放牧は大変いい事例なので、これもいろんな形で進めていきたいと思っていますが、9月の末に第4回の放牧サミットというのを栃木県で行いますが、このときに福島ですとか、栃木の事例を見ながら、あるいは山口、大分からコメンテーターも呼んで、放牧の進め方をしたいと思っています。そのときには生源寺部会長にも基調講演をお願いしておりますけれども、そういう形で放牧を進めていきたいと思っています。それが繁殖雌牛の拡大に進むというふうに確信しておりますので、よろしく申し上げます。

生源寺部会長 それでは、その他、御発言いただきたいと思います。

阿部委員 今日のキーワードの1つは、いわゆる肥育もと牛をどういうふうにするかということだと思うのですが、それに関して2つほど、1つ質問等を含めてお話ししたいと思います。

1つは、私はあるF₁の大きな肥育牧場に行ったときに、そのときに話題になったことが、先程話にありましたように、もと牛は和牛だけでなくいろんなものが高くなってきている。それでオセアニアの方で、ニュージーランド、オーストラリアでかなり供給力がある。もうやっておる。例えばアン黒という言葉は御存じないかもしれませんが、アンガスというイギリスの肉のブリードなんです、それと和牛、それでアン黒というのですが、とてもいいものがあるということで入れているということなんです、これについての見通しというか、そこら辺をどういうふうにウォッチングをされていて、これについてはどう考えておられるかということが1つと。

そのときに、黒の方で、門外不出だというふうに思っていたのですが、日本の名牛の精液がある。そしてそれが使われている。私も前に試験研究機関にありましたから、試験研究用ということでの配布というのがあったということは聞いていますが、そういうように実際、コマーシャルでということになると、日本の名牛、安福とか、紋次郎あたりの、そういったものがどの程度、どういう方法でというか、向こうに行っているのか、行っていないのか、その程度はという、それについて1つと。

それからもう1つは、先程平井さんがおっしゃったことなんです、やはり技術的なもと牛の生産のキーワードとしては、随分前からやっている受精卵の評価があると思います。先程平井さんがおっしゃったように、特に凍結受精卵の方には課題がある。そこら辺、随分仕事が始まってから長くなっていますし、そして今、繁殖農家が少なくなっているということ、その面から、きっちりと定量的な評価をして、そして課題があるとすれば何なの

か、いわゆる基礎研究が足りないのか、それとも技術を構成するいろいろな1つ1つのパートを連結する地域のネットワークがだめなのか、そこら辺を検証してみる時期にあるのではないかとあります。

それからもう1つは、もと牛と関係ありませんが、先程これも平井さんのお話の中に出てきました短角、和牛、和牛といった場合には、やはり黒毛和牛のことを皆さんも意識してお話されていることが多いと思うのですが、日本短角というのは御存じのようにキノコというふうにいわれていて、粗飼料の利用性がものすごく高く、そしてほうっておいても育つというような、いわゆる飼料利用性というか、自給率向上といったようなことも含めて適正な品種だと思うのですが、それがどんどん減ってきている。そういった意味で、希少な価値を持つ日本短角をはじめとするそういう在来の、これも外国の種が入っていませんけれども、そういったものをもっと評価して、地域に適した牛ということを進捗するという、そういうことについてはどうお考えなのか、僕は必要ではないかと思っておりますが、その3点についてわかる範囲で結構ですから、お答えいただきたいと思っておりますし、特に受精卵移植については、次回で結構ですので、ここ何年かの経年的なデータお見せいただければありがたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

番場委員 表示についてちょっと御意見を言わせていただきたいと思っておりますが、先程和牛の表示の問題が出てきておるわけですが、現在、市販されておりますものの中に、いわゆる和牛というのをはっきり出てきておるのですが、いわゆる国産牛というような形で他のものになっているというようなことで、特にこのごろはF₁の交雑種とか、乳用種というようなことは、実際、生体の段階でははっきりと区別してくるのですけれども、肉の段階で売られる段階ですと、既に国産牛というような非常にあいまいな言葉になってしまっているというようなことで、トレーサビリティの問題もございまして、非常に明確にするというようなことから、やはり乳用種及びまた交雑種とか、その辺をはっきりと表示して、また、消費者にもその辺の食育をして、これは乳用種なんだけれども、ちゃんとこうやって食べればおいしいんだよ、また交雑種は、こういう形で和牛とは違うんだけど、和牛に近い味なんだよというようなことをはっきりと明確にした方が、さらに肉牛の進歩というものについては非常に重要ではないかなというふうに感じましたので、ちょっと御意見を言わせていただきます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

福田委員 繁殖経営やら、あるいは繁殖の基盤のところに関して3点ほど、意見なり御質問なりということで述べたいと思っております。

先程の御説明の中で、繁殖経営もかなり規模拡大が進んでいるということだったので、4ページあたりに書かれている今後の方向のようなところで、いきなり50頭規模以上の大規模専業経営という姿の方が強く打ち出されているような、そういう気がいたします。恐らく実際としては、南九州を中心に複合経営という姿で安定的な経営基盤があり、かな

りの層を占めていると思います。こういった階層をどういうふうに位置づけているのかという、今日の説明で余り明確でなかったような気がするのですが、一定の経営内でのきちっとした有機的な関係を持っているという意味では、非常に今後とも展開していく方向ではないかと考えております。

それから、もう1点は、今の規模拡大が進んでいる中でも沖縄の話もございましたけれども、繁殖基盤が比較的条件の悪い、条件不利地域、あるいは中山間地域あたりでも相対的に立地できる可能性を残している。放牧しかりであります、そういう意味での地域的な中山間地域等の組成のための何か施策ということを繁殖の方で打ち出すという方法、これがあるのではないかと。より強く打ち出すということですね。

それから、解決方策というふうな中で、いろんな支援組織の話が出ておりましたけれども、これはやはり今のまだまだ零細な繁殖の経営基盤、繁殖の基盤の構造を変えていくというふうな視点で、支援組織なり、支援措置といいたいまいしょうか、そういったことをとる必要があるのだと思う。コントラクターにしてもそうですし、ヘルパーにしてもそうですし、保育の共同化とか、こういったことも外部化もそうだろうと思いますが、大きく構造を変えていくという視点を持った支援、システムであるべきだろうと思っています。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

向井委員 牛肉の自給率40%ということで、これを上げていこうということなんですけれども、御存じのように、日本の牛肉生産というのは世界の中で最も長期の肥育期間で、たくさんの濃厚飼料を使って、最も重い枝肉を生産している。これが日本のいわゆる牛肉生産の特徴なんですけれども、やはり自給率を考えると、その部分をどう切り込んでいくかということが非常に重要だろうと思うのです。

まず今、福田先生のお話にもありましたけれども、子牛の生産率という側面1つとっても、確かに受精卵とか、クローンとか、いろいろ新しい技術はあるのですけれども、実際にはいろんな統計を取ってみますと、日本の要するに分娩間隔というのは、単純に取ると430日から440日というのが現在の平均ではなかろうかと思うのです。そうしますと、改良目標等にも1年1産ということはもう何十年といわれているわけなんですけれども、全く成果が実は上がっていない。あるいはむしろ逆に延びていっているというこの事実、結局360日にすれば80日縮まるわけですから、これを単純に考えますと、20%弱、15%ぐらいの生産率が上がる、60万頭の黒牛がいるとすると、それで幾らになるかということは、これは明らかなことで、やはりいわゆる繁殖経営ということを考える上で、分娩、あるいは繁殖効率の改善というのは避けて通れない問題だろうというふうに思うのですけれども、その点が少し視点が欠けているのかなということが第1点と。

それから、いわゆる現在の和牛、国内の生産の特徴というのは、基本的に出荷月齢が暫時延びていって現在30カ月であるということなんですけれども、これを解決していくときに、育種的なアプローチによる解決と、それから構造的な問題といいたいまいしょうか、先程いみじくも要するに肉牛生産では、子牛市場と枝肉市場という2つの市場がある。あるいは繁殖経営と肥育経営という2つのセクションがセグメントに分かれているわけです。ここに利

益背反といいますが、どうしてもそういうものがあるわけですが、現実を見てみますと、肥育期間というのはそんなに実は伸びていない、伸びているのは子牛出荷月齢であるということで、従来、十何年前の統計を見ますと、大体7カ月ぐらいなんです、子牛市場が。それが今ほぼ10カ月になっている。肥育期間がほぼ一定だとすると、ただ、市場の出荷をいかに早く、それぞれの地域の技術者等が繁殖農家にそういう奨励をするということで、基本的に3カ月ぐらいあれば、構造的な問題で縮められていくのではなからうか。そうすると、そこにかかるもちろん費用の問題、飼料の問題、すべての生産効率の問題、当然3カ月分の前倒し、あるいは効率化ができていく。やはりそういう視点も少し要るのかなというふうに思っております。

それともう1点は、育種的なアプローチとしては、やはり単に我が国の場合は脂肪交雑、あるいは肉質というものが最重要な目標になっているわけですが、一方で、これは1つは延びていくというのは、やはり熟成の問題、脂肪交雑プラス熟成の問題を、先程意見をおっしゃっていましたが平井委員なんかはおっしゃると思うのですが、やはりこれは牛の熟成の問題だと思うのです。早熟性の問題、これは育種的なアプローチで、例えば初産分娩を早くしていく、あるいは分娩間隔を早めていくというような育種的なアプローチを活用することによって、かなりの部分は改良されていくのではなからうかということ。

それから、飼料の利用性についても、やはりこれは育種的なアプローチというのは可能なわけで、そこら辺の、どこでそういう育種的な選抜等が可能なのかという場、これをいかにつくっていくかということも少し御考慮いただきたいな。

それともう1点は、先程8ページのところでいみじくも室長がおっしゃったのですが、そういう繁殖農家と肥育農家、2つに分離している。そこが肉牛の生産の宿命だとおっしゃいましたが、やはりその宿命を、少しその中で肥育サイドに関しては一貫という話がありましたけれども、やはり経営的な不安定さというのは、むしろ繁殖経営の方が大きいのだろうということで、やはり繁殖経営が共同化をして肥育部門も取り入れたような形の拡大というような道も少し考えていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今、4人の委員の方から御発言がございました。このあたりで役所の方からごさいませうでしょうか。

引地生産技術室長 阿部委員から受精卵移植の動向はどうかということで、今、受精卵は、大体移植頭数年間約6万頭強なんです。受精卵で産まれてくる子牛は、大体年間1万8,000から9,000で、実は今はもう頭打ちになっているのではなくて、例えば移植頭数を見ても、例えば平成5年ごろは4万頭ぐらいに移植していました。では平成元年はどうかというと、1万頭強ぐらいしかいなかったのです。そういう意味では、また移植頭数という意味では、この技術の活用移植頭数では増えている状況でございます。

ただ、その間、いわゆる新鮮卵を移植する段階から凍結卵の技術が導入され、その後、今度は体内受精から体外受精というどんどん新しい技術が入ってきたので、全体としての

子牛生産率みたいなのは、新しい技術の導入とともに、若干なかなか伸び悩むということ
を背負いながらこの技術が進んできているということでございます。

いずれにしても、いろんな技術があるわけでございますが、もう凍結卵はフィールドの
世界に入っておりますし、体外受精卵とてもフィールドの世界に入ってきているというこ
とで、フィールドでの普及の仕方、あるいは技術の情報のネットワーク、そういうことは
従前から私どもやっておるのですが、今後とも強力にそういうのは進めていきたいと考
えております。

若干数値の御披露ということで。

塩田畜産振興課長 それでは、阿部委員のお話、また、向井委員のお話、福田委員のお
話等々についてお話しします。

和牛の中で、1つはアン黒というのがございました。要は海外に和牛が出て、海外で和
牛が生産されて日本に来ているのではないかと。今後、その1つの使い方についてとい
うことでお話がありました。和牛についてというのは、やはり他の牛と違ってまさに日本に
しかない牛ということで、生産者の皆さん方は海外流出について非常に危惧されていま
す。平成に入ってから、平成10年ぐらいまでの間のしばらくの間、海外に出される方がお
られました。実際、それがアメリカに出て、アメリカの方でいろいろ使われ、子供たちが
またオーストラリアにアメリカから行くという形で、平成11年以降はもう出ておりませ
ん。そういう中で、やはり向こうで子孫を作りながらオーストラリアに行き、それが今、アン
ガスという向こう在来の肉専用種に和牛をつけて「アン黒」という名前で日本に来ている。
大半は今までは、もと牛というのですか、肥育のもと牛で来ていたのですけれども、今
先生のお話のように、F₁、アン黒、その雌を繁殖用に少し日本でも使えるように考え
たらどうかということで、多分大規模な方々が考えられていると聞いております。それは
やはり日本の中で肥育もと牛が非常に今、数が少ないところからきているので、繁
殖資源としての新しい芽を出そうではないかということだと思います。

ただ、やはり1つには物理的な問題、動物検疫所のキャパの問題もございまして、また、
それをもってきてどの程度やるかということについては、先程まさに向井委員のお話のよ
うに、もともとはやはり繁殖資源のもとである和牛を日本の中でいろんなロスをなくしな
がら、生産効率を上げながら増やしていくということと抱き合わせの問題だと思います。
そういう意味で、試験的というか、今後、そういう取り組みもなされるかもしれませんが、
まだ今現在のところは肥育もと牛としては入っている状況でございますので、注視はして
おきたいなと思います。

また、海外に和牛が出ていくということについては、11年以降は出ておりませんが、や
はり今後はそういうものが向こうへ出ていった場合、いろんな形でリアクションもあるか
と思いますので、そのあたり、従来からどうしても数が少ないところになれば日本の子牛
の市場とか、子牛の確保に影響するとかいうようなことがありました。現在は逆に、繁殖
基盤が非常に厳しいということで、子牛の価格も上がっているという状況でございますの
で、そういうのがいろんな新しい動きが出てくるバックボーンになっているのではないかと
思っております。

短角につきましては、平成に入ってから、元年のころには一番もとになる雌牛は2万頭を越え2万2,000頭ぐらいございました。現在は大体6,000頭ぐらいだと思います。確かにものすごく減りました。一時期やはり肉質的に非常に輸入牛肉と競合する、要は赤味肉であって、なかなかさしが入りにくい。ここ数年は6,000頭ぐらいで大体落ち着いてきて、やはり先生のお話のように手がかからないということで、特に山間傾斜地。そういうようなところで従来から飼っている方で頑張っている方がいます。やはり1つのこだわりのブランドという形です。

中には昔は漁業をしながら牛を山に放牧している方もいたし、また、畑地をやりながら山に放牧しているという形で岩手、あるいは秋田、青森、北海道の一部等々で短角を飼っておりました。そういう中で今、残されている6,000頭が若干まだ減りぎみですけども、やはり1つのブランドとして、1つの流れで消費につながっているかと思しますので、このあたり、私ども和牛4品種といわれますが、黒毛、褐牛、短角、そして無角和種であります。そういう中での短角としての有用性について、やはりいろんな形で特定品種として今後とも頑張ってもらおうという形での対策等については現在も続けております。

また、向井先生のお話の、子牛の生産に対していろいろ新たな取り組み、新たな技術としての未熟さということで、これは福田委員のお話にもつながるのですが、やはりこれから技術的な面で、過去の技術かなと思うというか、当たり前のような技術であって非常にロスが出ている部分、それがやはり繁殖でいえば種付け率が悪い、あるいは1年1産といながら400日を超える。ただ一方で、やはりそこにおられる技術者、あるいは指導者等々の努力によって、当然ながら1年1産以上を超えるというのですか、365日もかからないで子牛を作る、あるいは早く大きくなって子牛を産む初産の年齢を非常に若くする、いろんな取り組みも一方ではございます。

ただ、やはり全国的にはそうしたロスが多いというのですか、まだまだ技術的に成熟している技術にもかかわらず、うかつな点でちょっと抜けているところとかありますので、そのあたりにつきましては、やはり出荷の月齢、あるいは市場の出荷の月齢も同じような話で10カ月、7カ月からスタートすれば、肥育は短くといえますか、最後の仕上げも短くてすむ、こういう話も含めて技術的にふとふり返れば、幾つか従前の技術と思っていたものが、やはりそこに少しずつまだ抜けているところ、ロスがありますので、そのあたりにつきまして、私ども1つの視点として改めて今後、ポイントとして整理させていただきたいと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 その他、役所の方からございますか。

水田畜産総合推進室長 先程繁殖経営の関係で御質問いただきましたけれども、繁殖の複合経営につきましては、今回、資料等を提示しておりませんが、繁殖につきまして非常に基盤が脆弱でありまして、資源確保が非常に大きな課題になっているという中で、しっかりした経営をつくっていただく必要があるというような観点から、大きな規模50頭以上の層であれば、700万円以上の所得が出てくるというような試算も提示させていただきまして御議論いただいているところでございます。確かにおっしゃるとおり、20頭以上

層が今も増えているわけございまして、そういった20頭ぐらいの層は複合経営でやっている面がたくさんあるかと思えます。現行の経営の指標、酪肉近代化基本方針の経営の指標では、そういった複合経営、具体的には20頭、あるいは50頭の複合経営というようなものも位置づけておるところでございますし、また、もう1つお話のございました条件不利地域、中山間の累計というものも位置づけているところでございます。

そういったさらなる議論につきましては、今後、経営指標、経営展望を検討する際にさらに御議論をいただければと考えているところでございます。

以上でございます。

佐藤食肉鶏卵課長 番場委員の方から御意見ということで承っておきたいと思いますが、先程の表示の問題でございます。

先程お答えしたとおりでございますが、資料の「牛肉をめぐる情勢(その1)」、資料3の最後の12ページにも、一番下の方に用意させていただいている資料の中の下にございますが、例えば乳雄の銘柄牛としての販売ということで、実はこれは生産者の任意的な取組で銘柄牛ということで、一定のロットでありますとか、品質面の確保といったことを条件に、十勝のホルスタイン牛というようなことで出荷がされているということでございまして、実はこれが12ページの一番下の表にございますように、現在23事例あるようございまして、やはりこうした番場委員が御指摘のあったような話については、こういったところに1つのヒントがあるのかなと考えております。

この問題につきましては、実は先程申しました乳用種の在り方研究会でも議論になっておりまして、実は隣にいらっしゃいます増田委員からも強くこの点については指摘されているところございまして、また、報告の取りまとめをする際には、我々としましても、ない知恵を絞りながら、また先生方の御指導を賜ればと考えている次第でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他。

山口委員 乳用種に関わる肉用子牛生産補給金制度の今後の在り方、北海道は大体酪農の宗家ということでございまして、国でも在り方研ということで検討が始まっているわけがあります。

この乳用種経営が補給金をもらい過ぎているのではないかということは、今回の制度の在り方議論の発端であれば、もらいを少なくする手法の議論に終始してしまつて、制度本来の持つ意義ですとか、果たす役割ということが議論の中心からずれてしまうのではないかと若干心配しているところでございます。

又レ子を供する酪農経営、又レ子を育成する育成経営、育成されたもと牛を肥育する肥育経営、これが三位一体となりまして、それぞれの経営が再生産可能となりまして、適正な所得確保ができるという、そういった視点に立った建設的な議論をぜひメンバーの方もおるようございまして、よろしく願いいたします。

J Aグループ北海道として考え方を取りまとめ議論の最中でございますけれども、まず1つとしては、補給金制度を維持することはまず基本である。本制度は牛肉輸入自由化に

より、この影響を最も受ける子牛生産農家の経営安定のために措置された制度でございます。肉専用種も含め、牛肉の安定供給と生産者の経営安定を確保するための不可欠な制度であることから、引き続き現行制度を維持することがまず大切、まずこれが前提でございます。

2つとして、制度の機能とか逆転現象、議論の中心でございます。又レ子と子牛価格が逆転していることが大きな問題としておりますけれども、育成農家は乳用種枝肉価格が低迷し、子牛価格が下落する中で、規模の拡大や合理化で経営を維持しているということでございまして、子牛価格が低迷した場合でも、一定量の又レ子を購入せざるを得ないことから、逆転を生じるということにもなるわけでありまして。

また、乳用種の子牛に対して多額の補給金が交付されているとしておりますけれども、これは輸入牛肉の増大やBSEの発生によりまして、枝肉価格が低迷していることが問題であるということで、運用の在り方の検討にあたっては、枝肉価格の安定を図る対策を確立することが前提だろう、枝肉価格、子牛価格、又レ子価格へ連動されるという仕組みはまず大切だと思います。

3番目としては、乳用種の位置づけを明確にして、生産を維持、拡大することが必要であるということ。また、乳用種の牛肉上の主体はテーブルミートでございまして、ただ、輸入牛肉が占めている業務加工用上へもシフトしていくことが必要であろうと思います。輸入牛肉に対抗できる生産努力目標を立てて、品質を向上しつつ、低コスト生産の達成に向け、総合的な政策を要するのであろうと思います。

4つとしては、流通、消費対策の充実と仕組みの構築ということでございます。

牛肉トレーサビリティ制度を活用した販売について、基本的には賛成でございますけれども、現場において安全、安心に関わるコストを転嫁できない状況にあるということでございまして、流通、消費段階で確実に評価され、適正な価格で取引されるような具体的な対策が必要である。

例えばトレーサビリティの取り組みによる安全、安心対策の徹底や、消費者等へのアピール、原産地表示制度の確立など、こういったことが必要であろうと思います。

5つ目としては平均売買価格のあり方でございますけれども、乳用種子牛の流通実態を見ますと、家畜市場の流通はわずか8%であるということでございまして、私ども北海道では、地域によっては、庭先において取引された後に、残ったものが主体に上場されるケースが多くて、平均売買価格の低下を招いていると思われております。

公正という観点から見ますと、規格物主体の家畜市場の適用と合わせて、相対取引においても、複数年にわたり一定量の取引があるなど一定の条件のもとに、市場外流通についても算定に織り込む必要があるのではないかと思います。

最後、6点目でございますけれども、保証基準算定価格のあり方、これは保証基準価格が生産費と乖離している実態にあることから、育成農家の生産コストを踏まえたより適正な水準を維持する必要があるとしまして、具体的な算定方式のあり方について検討する必要があります。保証基準価格の算定方式、公平さから見て、乳用種だけでなく、全畜種が同一方式で算出する。そんなことも1つの方法かと思っております。

それと肉用牛の売却所得の課税特別処置、いわゆる肉免でございますけれども、この制度は平成17年12月末までとなっておりますけれども、酪農、畜産経営の安定振興におきまして効果のある制度であるということで、18年1月以降も継続する必要があるのではなかろうかと思えます。

肉用生産振興対策、家畜の糞尿対策等もありますけれども、割愛いたしまして、最後にこの資料にも出ておりましたけれども、牛の肉骨粉等の製品の利用禁止ということで200億円以上を上回る社会コストが発生しているという指摘がございました。まさにそのとおりでございます、財政逼迫の折り、安全にして有用な資源を金をかけて燃している、焼却している。全く無駄な話でありまして、安全を検証の上、肥料等への利用、再開が急がれると思えます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

竹林委員 山口委員から乳用種の話が出ましたので、これに関連して私からもちょっとお話ししたいと思います。酪農生産からは、必然的に雄と雌が産まれて、雄が年間34万頭くらい国内で発生しているわけですし、それを肉資源としてきちっと活用していくということは、やはり牛肉生産の上からも大変重要なことだと思っております。しかし、国産乳用種の牛肉の流通、販売上のポジションというのが最近、少し変わってきたのではないのかなというような気がしまして、それに適応した対応が必要でないのではないかと考えています。

これまで国産乳用種については、アメリカ産牛肉の最上位のポジションと同等、あるいはそれよりちょっと超えるくらいの品質なり、価格帯なりを想定して、産地での取り組みとか、施策の組み立てがなされていたのではないかとと思えますけれども、BSE発生以降の価格を見ても、ほとんど輸入物と変わらないような価格水準になっている。

それから、産地から出ている規格も、従前はB3が結構あったのですが、最近ではB2が8割くらいになっているという状況もございます。そうした意味で、流通上のポジションをどういうふうに確立していくか、その位置づけをどういうふうに考えていくかというのが重要だと思っております、流通側からは品質を求めるような声があったり、一方では価格重視の場合があったり、いろいろな形があるというふうに思っておりますので、この際、その位置づけポジションをどう認識して確立していくかということをもう少し論議を深めていく必要があるのではないかと考えています。

それから、もう1点、これは制度上の問題なんですけれども、乳用種というのは平成3年に牛肉が輸入自由化されたときから、もう既に輸入牛肉と一番競合する部分だ、そういうふうに想定されておりましたけれども、先程話にあった子牛の補給金制度などいろんな制度がある中で、何とか持ちこたえて今の状況にあるというふうに思っています。

現在、資料のその2の15ページにある乳用種の子牛の補給金制度の見直しについて論議がなされているというふうに聞いてございますけれども、その見直しにあたって、今、山口委員からもお話があったことにちょっとつけ加えますと、この資料にもございますけれども、主な論点としては保証基準価格の算定方式のあり方等についてということで、保証

基準価格の問題がクローズアップされているようでございますけれども、一方で合理化目標価格、これは輸入牛肉に対抗するための目標としての生産費水準というのがベースとなると承知しておりますけれども、今、申し上げたような国産の乳用種のポジションの変化なども踏まえて、この合理化目標についても、将来を見据えてどの程度の枝肉価格であれば輸入牛肉と対抗できるのかも検討しながら、この合理化目標の算定のあり方についても議論をしていく必要があるのではないかと考えています。

また、これは山口委員と重複しますが、肉用子牛の価格を把握するのは市場での価格が基本となっておりますが、市場流通の割合は先程8%というお話がありましたけれども、比率が少のうございまして、相対取引などの価格実態なども踏まえた補給金単価の設定などが今後、検討されるべきではないかと考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

増田委員 資料にありますその1の4ページ、やはり大規模繁殖経営の育成というのが1つテーマ建てられています。私が心配しますのは、高齢化ということの中で、高齢者労働力というのを位置づけていく必要が一番あるのが農業の中での畜産ではないかと考えているからです。私が実態を見聞きさせていただく範囲でも、かなり高齢の方が繁殖という仕事を大変楽しみながらやっていたらしゃって、それがいい結果につながっているということが多いようです。このまま一貫経営、大規模化というのを進めてまいりますと、おじいさん、おばあさんは生産現場から引退してゲートボールかカラオケということになってしまいそうです。農村部は都市部より高齢化が早いですから、好むと好まざるとにかかわらず、農業生産現場の高齢化をどういうふうにして生産現場に位置づけていくかが大きなテーマだと思うのです。

畜産というのは生命産業ですから、高齢者に適していると思うのです。その中で、高齢者の、思いつくままに言いますと、高齢者コントラクターとか、シルバーパワー財団とか、ヘルパー機能とか、長年培ってきたノウハウを活用しながら日本の畜産を育てるという手だてを考えていく必要があるのではないかと。高齢者切り捨ててはいけないと思います。

それから、先程来出ております表示の問題につきましては、折々、私は強く申し上げているのですが、日本の牛肉というのは表示がないに等しい。実際、乳用種と短角はどこの量販店にも並んでいるわけではなく、消費者が手に入りにくい流通になっております。乳用種に代表される国産価格など消費者が求めやすく、輸入肉に対抗できるりっぱな日本の牛肉だと思います。そして、何よりもまず表示を徹底していただきたいということを強くお願いします。現行の「十勝牛」というシールをみて、乳用種の国産牛と判る消費者は少ないでしょう。これについてはトレーサビリティというお話も出ておりましたけれども、トレーサビリティというのは安全と安心を担保するためのものであって、表示とは直接には関係ないと理解しておりますが。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ここでかなり御意見という形の御発言が多かったわけでございますけれども、

役所の方からの発言があれば受けたいと思います。

井出畜産部長 竹林さんと山口さんから乳用種の雄の話がありましたけれども、私が聞いています範囲で、北海道の大規模に一貫経営をなさっていらっしゃる方々は、今はB3でもB2でもなく、B2の上位というのをねらっている。これはコスト的にも安くかつ手間もかからず、かつ肉質が評価されて高く売れるということで、そういう規格と規格の間をいくような戦略をとってしっかりと経営をされているというふうに伺っております。そういうことも踏まえて考える必要があるとは私どもも思います。

それから、子牛の補給金制度の見直しについては、決して今、二百数十億かかっておりますお金をただ減らしたいという思いでやっているわけではありませんで、やはり又レ子と育成と肥育というそれぞれの段階がしっかり回って生産ができるわけでありまして、今は真ん中の部分に大枚二百数十億を投下しまして、その入り口と出口は統監視されているというきらいがあります。こうすることで、この乳雄の生産が円滑に今後も続けられるだろうかということで、今、別途開催されております研究会におきましても、そういう広い視点から御議論をいただきたい、こうすることでやっておりますので、御安心いただきたいと思います。

それから、最後に、増田委員から特に繁殖経営における高齢者のお話がありましたが、私どもは高齢者をないがしろにしているのではなくて、高齢者を極めて頼りにしてきたわけでありまして、宮崎、鹿児島でも、繁殖経営の大宗を担っていらっしゃるのは高齢者の方々であります。残念ながら高齢化に伴いましてリタイヤをされますが、補充がきかないという状況でございます。このままの形でやっておりますと、恐らく繁殖経営の基盤がどんどん脆弱化していくだろう。そういうこともありまして、一方では大規模でそういうものにチャレンジしようとする方を少しエンカレッジして、そういう人たちをつくらにゃいかん。あるいは鹿児島県なんかは、鹿児島県独自のやり方というのを提唱されまして、今年それを受けて、私どもも地域肉用牛振興制度という従来の補助金を国が割り付けるのではなくて、各県ごとに自分の県でのやり方を考えていただく基金方式に直すというようなこともいたしました。

それから最近、私は沖縄の黒島とか、隠岐とか離島を随分回りましたけれども、先程お話がありましたような条件不利地域における繁殖経営というのが非常に今、元気になってきております。そういった地域性にも着目し、やはり全国一律に色を塗って補助金をお渡しするというやり方ではなくて、各県、各地域ごとに繁殖経営を伸ばしていくための処方箋が違わないかということで、各県によく考えていただきたい。それをまた、私どももすくいって援助していきたい。そういう形に今、転換しつつあるということでありまして、高齢者をないがしろにするのではなくて、高齢者を頼りにしているということでございますので、そのことはつけ加えておきたいと思っております。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、流通、あるいは消費のことに関わる論点でも結構でございますので、御発言をいただきたいと思っております。

富樫委員 意見というよりも、肉生産という形で要望だけ簡単に申し上げます。

先程来、受精卵等の性の判定で大分雄、雌の判定が実用化になってきたということで、乳牛の立場からすると、雌牛の方が有利なわけでございますけれども、本当にそれでいいのかどうかということですね。あるいは今、出ている雄についての肉生産、それにも関連するのですが、やはりこれからどうしていくのか。現在のホルの肉値が低い、やはりこのような問題がこれから出てくる。あるいは今あるということに対して応える材料というものをきちんとやはり出していくということが必要だ。その材料としてはやはり何かあるのかなということなんですけれども、私としては今現在、個体識別というのはかなりBSEを契機に100%近くなってきた。あるいは乳牛の方でも、あるいは肉牛の方でも、遺伝評価というのはかなりの形質において、いろんなことにおいて評価ができるような時代になってきましたということで、昔、10年ぐらい前に乳牛の私たち遺伝学者がやったときの乳と肉との関連性ということに関しては、お互いマイナスの大きな相関はない。すなわちお互いが相独立して平和共存していくことができるよということだったので、最近、またいろいろそういうふうに形質が多くなった。あるいは個体識別がかなり100%になったということで、個々の牛の評価ということは全く別にしまして、どのような形質において、例えば肉のどのような形質、あるいはミルクのどのような形質、あるいはミルクだけではなくて、今現在、非常に乳牛の方では寿命、要するに生産寿命というのが非常にボディコンディション等で、どれだけミルク生産だけでなく、どれだけ長く使えていくか、そういうような寿命についてもかなり遺伝的な評価というのは出てきています。この寿命というのが結構肉と関連するというのが最近いわれています。

というのは、要するに分娩後、脂肪の蓄積、ボディコンディションのいいものというのは割と寿命が長い、ストレスに強い傾向にあります。そのような、それは結局脂肪代謝というものに非常に関連します。乳牛が持っている脂肪代謝というものの遺伝的支配は、肉の方の遺伝的支配にもかなり関連性が強いというようなことも最近いわれてきています。

そういうことで、今の個体識別はかなり100%近くなってきた。あるいは肉牛、乳牛、ともにいろんな面で近代的な統計学で、いろんな形質について評価ができてきたということで、個々の牛の評価は別にして、どのような形質が、肉と乳でどのような関連を持っているか、集団的な特性を把握しておくということが必要だと思う。それが結局これからのホルの肉生産をどうしていくか、あるいはセックスコントロールでも全て雌にしているのかどうか、そのようなことについて答えを出してくれるものだと思いますので、そのような特性について検討をしていただきたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

平井委員 実は私、牧牛、自然繁殖をもう20年ばかりやっております。雌が30で雄が1頭ぐらいで、これをやると連産がきくのです。これをずっとやっていたのですが、このBSEでトレーサビリティができるまでは自家産もと牛で販売できたのです。自分のところの牧場で生まれた子牛ということで、和牛で。ところが今、もう肉専用牛でないといけないんです。それで去年から全部また人工授精に変えました。そうするとやはり連産も種付きが悪いのです。だから今のように山間部で放牧したりするやり方も非常に手間がかからないで、雑草の整理もできて非常に健康状態のいい子牛はできるのですが、今後、これだ

けトレーサビリティでちゃんとできるのなら、DNAで雌のDNAと雄の血統書つきのDNAを合わせれば血統書が出るようにして欲しいな。出せるように。牧牛であっても、ちゃんお父さんとお母さんがわかっておれば血統登録できるというふうにしていただくと、全国的に自然繁殖、牧牛、もと牛づくりというのが伸びる可能性は大にあると思うのですが、今みたいな状態で、肉専用牛しかならんとなりますと、同じB3でもコストが500円くらい違うのです。和牛であれば1,800円するのが、肉専用牛だったら1,300円くらいなんです。こうすると、やはり血統書が欲しいということになりますので、その辺が今後、和牛もと牛づくりにどうしても人工授精できちとしたものでないと血統書は出せないということなのか、やはりきちっと定めれば、雄と雌、おふくろがわかれば、それは血統書出してもいいというようにこれから変わるのかどうか、やはり牧牛の繁殖を考えるべき時期に僕はきているなと思っておりますので、その辺、よろしく。

近藤委員 食べている方からの単純な質問で、和牛はよくわかります。輸入牛もよくわかります。どこの国ということは書いてあります。最近、普通の国産牛というのが通常食卓にほとんどのぼらなくなってしまったのです。つまり買いに行っても売っていないというので、それはなぜなんだろうという疑問が1つ。

それとさっき増田委員がおっしゃったように、トレーサビリティはともかく表示というのをきちんとしていただきたいというのが希望で、それは安全、安心とは別なところで自分の好みというのがあるわけです。それでも今後、現在、8ページにあります和牛間交雑種についても「和牛」という表示ができる方向ということであれば、これは従来の和牛と違う形の表示はぜひお願いしたい。

それから、国産についてサンプルということ、何々県産ということが書くことになっているということですがけれども、どうせお書きになるのであれば、それぞれの県の方々は、もう少し御自分の産地であることをいろんな形でPRなさった方がよろしいのかなと思います。

例えば魚でいえば小田原産という、何となく買いたくなるというのがありますね。その辺を特徴づけなければ、県産ということを書いても余り消費者にとってはメリットがないということをぜひ御検討いただきたいと思うのです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他に何かございますか。

岸委員 BSE、アメリカで疑似患畜が出たというあのニュースの直前だったと思うのですけれども、ある新聞に、アメリカでBSEが去年発生したのを機に、59の国、あるいは地域が輸入を止めているというニュースがあったのです。それでそのうち、これまでに輸入を解禁したのはラトビアとグレナダだけだと書いてありますね、私は不勉強でこういう情報を全く知らなかったのですけれども、それで2、3、お伺いしたいのですが、1点は、まずこれは事実かどうかということです。これが第1点です。59カ国、あるいは地域が輸入を止めるというのは相当なことだと思うのですけれども、私、全然情報を持たなかったので教えていただきたいということ。

それから、2点目は、農林水産省は、これについてどれくらい情報を持っていたのか。

それを例えば記者クラブで発表したとか、あるいはホームページですっと流していますよとか、そういうことをやってこられたのかどうかということが2点目です。

それから、3点目は、今も57カ国あるいは地域が輸入を解禁してないというのは、何か理由があるのだろうと思うのです。日本の場合は、日本は全頭検査をやっているんだから、これは入れるわけにいかないという主張をしているわけですがけれども、他の国々は一体どういう理由でもって輸入をいまだに再開をしないているのかということ。ことによたらアメリカが、あなたの国は大した輸入量でないから解禁しなくても関係ないですよ、というふうに言っているのかどうかわかりませんが、その辺の事情が全く私にはわかりません。これは消費者にとってかなり大事な情報でないかと思しますので、これからのこともありますので、教えていただきたいということです。

それからもう1点ですが、さっき生産の議論の場面でお伺いすればよかったのですが、牛の場合は、これから先、長い目で見ていった場合に、動物福祉ということはあんまり考えなくていいのかどうかということなんです。これはもしかすると、今日は牛肉の議論ですが、酪農の方にも関係するのかもしれませんが、ヨーロッパの話なども聞きますと、どうも長期的に考えると相当動物福祉ということが相当大きくなってきやしないかという気持ちがあるのですが、これは中小家畜だけのことであって、大家畜はあんまり関係がないというふうに考えていいのかどうかということ、これは全く私は無知なものですから、教えていただきたいのです。

以上2点です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

矢坂委員 1点、資料をお願いしたいということと、今1つ意見を申し上げます。

1つは、放牧の実態についてです。高齢者が肉牛繁殖などを行う場合に、放牧を取り入れるというのは非常にやりやすく、また、継続性の高いものだと思います。ただ、放牧の実態を示すデータを探そうとすると、なかなかないというのが実態です。放牧は、酪農と肉用牛では性格が大きく分かれると思いますが、いずれも耕作放棄地であるとか、傾斜地であるとか、または林間放牧のようなものを含めて実際にどのように放牧がなされているのかということがわかっていません。または運動に重きを置いた運動場・パドックと牧草採食のための放牧地が明確に区別されないままに放牧の事例とされることも、政策目標として放牧を提起するとき、こうした曖昧な議論をできるだけ早く解消しておく必要があるのではないかと。現段階で把握可能な放牧の実態を、酪農と肉用牛の放牧の双方について資料をお願いしたいと思います。

2点目は、先程の岸委員の議論と少し関わるのですが、根本的にどこに危害があるかというのが突き詰められないので、アメリカ産牛肉の輸入再開や、肉骨粉の利用規制の緩和といった経済的な負担とのバランスで検討しようという動きが出ていることはわかります。そのときに、単に経済的な利益だけが追求され、あるいは経済的な負担が大きいのので規制を緩和するというのではなく、具体的に安全性がどう担保されるのかということとセットにされないと消費者には理解できないと思います。

例えば、レンダリング業者が骨粉などの分別管理を徹底し、交差汚染をどのように防い

でいるのかというようなことが配布資料ではよくわかりません。この会議の本来の目的とはやや異なるのかもかもしれませんが、リスクコミュニケーションの充実のためには重要な論点だろうと思います。また、輸入牛肉を対象とするトレーサビリティは特に触れられていません。BSEの原因がよくわかってない中で、輸入牛肉が解禁されるのですから、何か問題があった場合には、いち早く回収しうる仕組みを整備する、つまりトレーサビリティは輸入牛肉にも不可欠になっていくかと思えます。

牛肉の安全性を担保するための規制緩和という議論とともに、それを防いでいく仕組みをどのように整備していくのか、そのためにはどこに課題があるのかということを一体的に議論をしていくべきだろうと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでのところで役所の方から御発言ありますでしょうか。

川島衛生管理課長補佐 米国BSEの関連で、岸委員からの御質問にございました米国産肉の輸入停止に関する状況でございますが、先程御説明をいたしました資料5の右の表の月日でございますと3月25日、米国CVO、首席獣医官でございますけれども、75カ国のCVOあてに書簡を発出しているということで、これは米国産牛肉について一定の輸入制限措置を講じている国に対して米国産牛肉の取り扱いについての要請をしている文書でございます。

具体的には、数字を今、私、持ち合わせておりませんが、米国農務省、USDAのホームページに、どの国が、どういう条件のもとに輸入を停止しているかという情報はすべてオープンにされております。それをごらんいただければ、現時点において米国産牛肉を禁止している国がどういうところになっているかということは御確認いただけるかと思えます。

それから、停止している理由ですけれども、基本的には、今、BSEが確認をされている地域、国というのは非常に限られておまして、基本的にこれら輸入停止措置を取っている国においては、まだ現時点においてBSEは確認をされていないという国がベースになっているかと思えます。

解禁にあたっての条件、いろいろリスク評価、そういったことを慎重に進めているのではないかと考えております。

BSEの関係は以上でございます。

岸委員 今の御説明の後半部分は、自分の国で汚染が起きてはまずいから入れないのであって、貿易問題ではない、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

川島衛生管理課長補佐 それぞれの国にBSEの病原体が侵入する、あるいは人の健康管理の面、両面あるかと思えますけれども、いずれにしても輸入停止措置が講じられている国がある。

岸委員 つまり日本の場合は既に汚染されているのだから、他の国々と条件が違うというふうに解釈したらいいわけね。

川島衛生管理課長補佐 そこは、それぞれの国がいかなる理由で輸入停止措置を講じて

いるかというのは、一国一国全部承知をしておるわけではございませんので。

岸委員 それともう1点、アメリカの農務省のホームページを見れば全部わかるというお話ですけれども、これはやはり行政としては私は手ぬかりだと思いますよ、はっきり言って。これこそ消費者が求めている情報の1つだと思います。これは意見ですけれども、そういうことはちゃんと提供すべきではないかと思います。

川島衛生管理課長補佐 実は米国のBSEが発生しまして、私どもこういう4枚ものの資料を実は各団体さんにも御説明させていただきましたけれども、その最後のところに、すべてではございませんけれども、米国産牛肉を輸入禁止している国について、豪州、ブラジル等々ということで例示をさせていただいておりますので、そういう形で情報提供させていただいておりますので、その点については御理解をいただければと思います。

生源寺部会長 岸委員の御質問は、最初の事実を確認しているかということと、それに基づいて広報されているかという、この2点で、2点目について今、補足的に回答があったということによろしいですか。

引地生産技術室長 岸委員からの動物愛護について、動物愛護は、私どもの場合は家畜福祉ということなんでしょうけれども、環境省の方が動物愛護関係は担当でして、今、実はペットとか、展示動物関係が中心に議論されており、家畜云々にはなっていない。家畜は一般的に善良な管理をなささい、ということだと思います。

ただ、私どもでは、これに関連したものとしまして、有機畜産物、JAS法に基づく有機畜産物の規格を、今年度中に制定するというところで検討中なんです。有機畜産物を検討する際に家畜福祉は原則ですから、やはり動物愛護的な飼養管理はこうすべきだとかいうことについてかなりふんだんに盛り込まれて議論されていまして、そういうところで家畜のいわゆる家畜らしい飼い方というのは、その辺をお示しをしていけたらなということなんです。

塩田畜産振興課長 平井委員の自然種付けの登録の話、これはもともとは肉として販売されるときに、和牛肉、あるいはそれ以外の交雑の肉ということで、元をただせば放牧で自然繁殖とって種付けた場合における登録の問題が出て、和牛として登録できれば和牛として最終的に売れるということだと思います。基本は、放牧の状況においても、まず登録はできます。それは登録規定の中で。ただ、そのときには、御存じのとおり、雄であり、雌であり、放牧されている両方について、あるいはその条件がまず登録されていて、そして放牧状況で、他のものとまざらないというようなこととかが条件になっているということは御存じのとおりだと思います。

多分、そうした登録をしていないものが、例えばDNA鑑定等でこれは和牛だろうから和牛として登録できないかというような話になりますと、これは和牛の登録そのものの根っこの部分になります。そこについては今のところ、認められていないという状況でございますので、また詳しくは個別に後ほどいろいろ教えていただけるかと思います。

佐藤食肉鶏卵課長 先程増田委員、それと近藤委員の方からございました表示の関係でございます。

当方で配布しました資料4の8ページ、9ページをごらんいただきながら御説明させて

いただきたいと思います。

近藤委員の方から、どうも最近、和牛という表示が減ったり、国産牛とかいう表示がないとかいうお話があったかと思うのですが、まず和牛というのは、8ページの上の四角にございますけれども、いわゆる黒毛和種、褐毛和種、いわゆる赤毛とかいうやつですが、あと日本短角種ということで岩手から上におるような牛です。あと無角和種、こういった4品種以外は、これは和牛という表示ができないということになっております。でありますと、国産牛とは一体何ぞやということでございますが.....。

近藤委員 私が質問したのは、和牛と、国産牛と、輸入牛の違いはわかっているのですが、国産牛が売ってないよということを知ったわけですが。

佐藤食肉鶏卵課長 それで国産牛が売ってないというお話なんです、1つはこの事業者の取り組みの中で、いわゆるF₁とって、御案内のように、ホルスタインの雌に黒毛の種をかけたもの、こういったものにつきましては、和牛とは書けませんけれども、交雑種ということで、そういったような表示か何かはされてきておるのが1つあるのではないかとということと、それと最近では、先程申し上げましたように、十勝牛とかいうようなことで、ホルスタインの雄について十勝牛とかいう銘柄で売っておるような事例が出てきておりますので、そういった関係で国産牛とかいうような表示がなくなっているのかもしれませんが、ここはちょっと実態の問題ですので、一律に申し上げられませんが、そういうようなことで、そのような表示がなされているのではなからうかというのが1つございます。

それともう1つはトレーサビリティとの関係でございますが、増田委員がおっしゃるように、トレーサビリティというのはトレーサビリティ法ということで、BSEの蔓延防止、それと個体識別ということで、履歴が分かるといったような趣旨の法律でございます、そういったことでトレーサビリティ制度というのはできたわけでございますが、これが実は表示制度とは確かに制度的には違っているわけでございますが、9ページにございますように通称トレーサビリティJASというふうに呼んでいまして、例えばここにございますように、和牛のロースステーキ用のものが売られているわけですが、そのときに、個体識別番号かなにかも入れまして、ここで今度は牛の個体情報というのが分かるというようなことで、こういったことを表示に入れるようなことも出てきておりました、非常にいろいろと機械化といいますか、IT化が進んでおりますので、トレサと表示というものがある意味では、また現場では融合したような形になってくるというのも今後出てくるというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

井出畜産部長 矢坂先生からお話がありました経済的な負担が過剰になっているからということで、規制緩和をするというのは一面的なことではないかというお話がありました、もちろんそういうことでありまして、この部会は、畜産部が主催しておりますので、どうしても経済的負担のことを言いたくなるわけではありますが、安全性の議論については、御承知のように、食品安全委員会で十二分な議を経て、規制緩和をする場合にも、科学的な議論をつきつめた上でOKが出るという仕組みになっているわけでありまして、例えば今、豚の肉骨粉をある程度利活用したいということで、安全委員会をお願いしております

が、その際にも、ここ数年間、私どもは、例えば先程最後に食肉課長がお話しましたレンダリング工場、化製場における牛由来のラインと、豚、鳥由来のラインを完全にライン分離するという事をかなりのお金をかけてここ数年やってまいりましたし、飼料工場におきましても、牛由来のものと、豚、鳥由来のものを完全に分離するという事で、これもかなりのお金をかけてやってまいりまして、そういったものがかなり進んできて、そういったレンダリング工場から出た原料でちゃんとライン分離された飼料工場で生産されたものはいいでしょう。それがさらにほ場や農家段階でどの程度交差汚染する可能性があるかということも資料を提出して、今、安全委員会の学者の先生方の議を何回も経ているということでございまして、決して経済的負担だけで解消しようということではありません。

ただ、実態といたしまして、今、申し上げましたように、肉骨粉を燃やすだけで二百数十億も使っておりますので、やはり合理性があり、科学的に説明できるものであれば、やはり解除していただきたいというのは私どもの気持ちであるということで、そういう批判に耐えられるような科学的な資料を提供して今、議論させていただいているということでございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

時間が大体まいっておりますけれども、何かございますでしょうか。

中村委員 1つは牛肉の流通の関連ですけれども、要は部分肉流通を拡大する政策をもっと進めるべきという点です。

1つは、資料にもありましたけれども、枝肉流通に比べて部分肉流通が流通コストがかなり安いという、そういう側面が1つと、それからせき柱処理をやらなければいけなくなった。枝肉流通の場合ですと、多数の加工業者でせき柱処理、分離をやらなければならなくなったということですから、産地食肉センターで一括せき柱まで処理すれば、より合理的ではないか。安心、安全確保の面からもいいのではないかという側面から、部分肉流通を拡大する政策支援をもっと拡充すべきではないかなというふうに思うのが1点。

それから、2つ目ですけれども、安全、安心表示関連で、資料に出ていましたけれども、安心、安全のコスト負担のあり方が検討課題というふうに書いてありましたけれども、難しいとは思いますが、ではどうすればいいのかという答えが欲しいと思います。

それから、表示の関係で、これは牛肉に限らずですけれども、牛肉でいえば銘柄牛を意識して地理的表示制度、これを進めて欲しいなというふうに思います。

それから、3点目が価格安定制度の機能についてなんですけれども、牛肉自由化以降、和牛がそこそこ維持していると思いますが、やはりホルスが下がっているというふうに思います。その結果、ホルスの子牛の不足払いなり、マルキンの発動があるということでしょうから、一方で、この資料では価格安定制度が機能しているというふうに書いてあるものですから、その点どうなんだろうかなというところであります。

したがって、今、安定帯の価格制度、B2、B3を奨励価格としてやっているわけですが、それが適切かどうかも含めて価格安定制度の機能を検証して欲しいなというふうにも思いますし、乳雄価格の安定を機能させる対策をきちっと出して欲しい。

最後に、WTO関連で、今、山場にさしかかっている状況ですが、どういう形で決着す

るかは別にして、いずれにしろ国境措置は低くなっていくということが想定されるわけですから、その影響を受けるのは必至というふうに思わざるを得ないわけですし、いわばそれを踏まえた経営所得対策というのを考えて欲しいといいますが、国境措置がだんだん低くなるということ踏まえた経営所得対策という検討が必要だというのが4つ目です。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、出席の委員の方からございますでしょうか。

永野委員 私のところ、今年からBSEの全頭検査を実施をしているわけなんですけれども、3カ月未満の子牛の死亡頭数というのが非常に多くございまして、生産子牛頭数の5%程度発生しております。そういうこともございまして、逆の生産率向上という観点から、予防衛生面の検討を加えていただければ大変ありがたいなというふうに考えます。

それから、もう1点ですけれども、12年の口蹄疫、13年のBSE以降、その2の方の18ページにありますレンダリング産業関連なんですけれども、当面、衛生部関係で管理されておりましたけれども、この口蹄疫以降、農政部関連の生産面の方にレンダリング産業の方がいろいろ申し入れされてこられまして、それ以降、畜産廃棄物処理関連を生産側の方でやってきているような状況にございまして、先程もこの最後にございましたように、廃棄物処理を確実にを行うために、国、県、それから生産者、あるいはと畜場、消費者等、それぞれ関連の方々が一體となった体制整備というのはどうしても必要だというふうに考えておりますので、先程言われましたように早急にぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

それでは、欠席されました足立委員からの御意見がございまして、御披露いたしたいと思います。

なお、本部会の運営上の約束事として、欠席の委員の方につきましては、代理の方を通じて書面で意見を提出していただくということでございましたけれども、急遽出席できなくなったという、こういう御事情のようございまして、私の判断で披露させていただきたいと思っております。

「資料5、委員要求資料3ページの普及広報活動、研究活動に関連して、脱脂粉乳の成分研究に加えて、脱脂粉乳の理解やイメージ、価値観、これは(脱脂粉乳観、牛乳観)こういう説明がございましてけれども、価値観の形成やその要因に関する研究とその結果を踏まえて、現代のニーズや実態に合った普及活動が検討されなければならないことを意見として書かせていただきます」

以上の意見が寄せられております。

なお、今、私、申し上げましたけれども、代理の方を通じて意見を提出していただくということに一応してきたわけでございますけれども、代理の方がなかなか見つかりにくいという方もあるかと思っておりますし、今日のように急に出席できないというケースもあろうかと思っておりますので、ここはそういうことも踏まえて、改めて事務局の方で今後の会の進め方

のルールとして少し検討していただいて、こういう書面の提出でもいいという形で整理するのは私はいいかと思いますけれども、改めて次回、御提案いただければと思います。

今の足立委員の御意見も含めて、幾つか御意見等があったわけでございますけれども、役所の方であれば手短にお願いしたいと思います。

佐藤食肉鶏卵課長 中村委員からお話がありましたけれども、価格の安定制度でございますが、これは率直なことを申し上げますと、やはり何かあったときのセーフティネットというのは必要ではないかと考えていまして、例えば経験則で申し上げますと、13年12月から14年7月にかけて、例のBSEが発生しましたときに、1万1,000トンほどの調整保管を牛肉がやったということで、いろんな評価はあるかと思いますが、やはりそういったものが1つの安心材料になってきているのではないだろうかというふうに考えております。

また、今日、資料には出しておりませんが、当方では牛肉だけではなく、鶏肉も担当しておりますが、これが鳥インフルエンザということで1月、2月、3月にかけて、相当いろいろ問題が起きたわけでございますが、そのときにも、各方面から、最近の食肉価格が高いといったような論評も出たりしたわけです。こうしたことも念頭において、この価格安定制度といったものがこういったような機能を果たしてきたかということ、検証しなければいけないと思っておりますが、やはり国民生活の安定、あるいは生産者の経営の安定といったような、こういった基本的な考え方というのは決して間違っていないのではなかろうかというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 他ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、委員の皆様からお出しいただきました御意見を十分に踏まえて今後の畜産企画部会の議論につなげていただきたいと思います。

なお、資料の要求も一部ございましたので、その点もよろしく願いいたします。

それでは、本日の畜産企画部会はこれで閉会といたします。

どうもありがとうございました。

伊地知畜産企画課長 次回の畜産企画部会につきましては、既にお知らせをいたしておりますとおり、7月29日に開催をし、畜産物の安全性をめぐる情勢を踏まえた議論をいただくことにしておりますので、よろしく願いいたします。

閉 会